

第三次環境基本計画見直しにかかる中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会
 関連資料

| 開催回 | 開催日時 | 団体名称 |
|-----|-------------------------|--|
| 第1回 | 9月9日(金) 14:30-17:30 | 社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 日本自動車工業会 社団法人 日本水環境学会 一般社団法人 日本化学工業協会 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン 一般社団法人 全国都市清掃会議 |
| 第2回 | 9月14日(水) 14:30-17:15 | 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 公益財団法人 日本自然保護協会 主婦連合会 独立行政法人 国際協力機構(JICA) 特定非営利活動法人 ソムニード |
| 第3回 | 9月29日(木) 14:00-17:15 | 全国森林組合連合会 一般社団法人 電子情報技術産業協会 一般社団法人 日本鉄鋼連盟 農林水産省 経済産業省 国土交通省 |
| 第4回 | 10月5日(水) 14:00-16:00 | 特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会(LEAF) 環境アセスメント学会 北九州市 三重県 |

第1回

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との 意見交換会

資料

社団法人 全日本トラック協会

「環境基本計画」見直しにあたっての意見(骨子)

平成23年9月9日
(社)全日本トラック協会

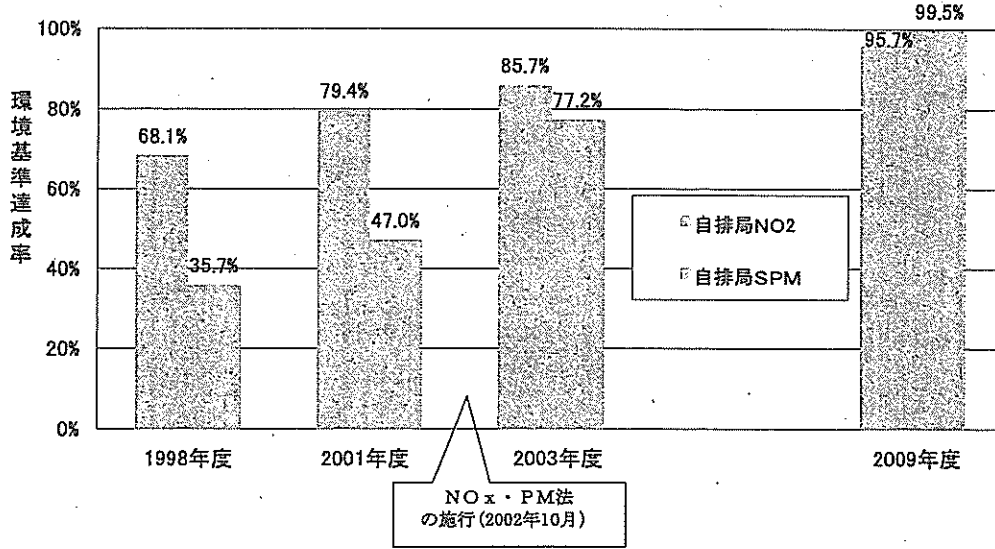
- 全日本トラック協会では、これまで、NOx・PMなどの地域環境対策、CO2排出量抑制など地球環境対策に積極的に取り組んでまいりました。その結果、自排局におけるNO2、SPMの環境基準は概ね達成している状況となり、CO2排出量についても運輸部門の京都議定書目標達成計画の上位目標の達成に大きく寄与する結果となっています。
- この間、事業者が導入するトラックの価格は、環境性能が向上する毎に上昇し、平成元年から17年間で約2倍になるなど乗用車や物価指数などと比較しても大きいものとなっています。これらの負担は、事業経営を大きく圧迫しており、全日本トラック協会では事業者の環境対策を支援するため、低公害車の導入支援をはじめ、環境対策に係る助成事業を展開し、これまでに約170億円の支援を行ってきました。
- また、事業者の経営状況は、営業利益をみても3年連続の赤字となっています。経常利益は全体としては黒字に転じましたが、業界の6割以上を占める車両20両以下の小規模層では、依然として赤字が続いていることから、更なる負担に対応することは困難な状況となっています。
- 全日本トラック協会としては、引き続き環境対策に具体的な目標を定め、自主的に取り組んでいくことにより、新たな規制が必要ないものと考えておりますが、大気環境保全に関する取り組み等で新たな枠組みを検討されるのであれば、車両ユーザー側に費用負担を求めるとはならず、国の責任で予算措置を講じ、対応していただくことを強く要望いたします。

トラック業界の環境対策 ～これまでの取り組み～

| 法規制等 | 計画の策定 |
|---|--|
| <p>1. 地域環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車NOx法(H4施行) 自動車NOx・PM法(H14施行、H20一部改正) 首都圏条例(H15施行)、兵庫県条例(H16施行) 大阪府条例(H21施行) <p>2. 地球環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標達成計画(H20改) 改正省エネ法(H18施行) | <p>1. 環境自主行動計画(H9～)</p> <p>CO2の削減目標(2008～2012年度)及びその目標達成に必要な自主的な対策の策定</p> <p>2. 環境基本行動計画(H13～)</p> <p>適切な環境対策を講じるために事業者が取り組むべき対策・方針の策定</p> <p>3. 環境対策中期計画(H18～H22)</p> <p>地域環境、地球環境それぞれに2010年度(H22年度)を目標とした数値目標と対策の策定</p> |
| 事業の展開 | 事業者への支援 |
| <p>1. アイドリングストップ運動(H8～)</p> <p>「アイドリングストップ宣言」を作成し、全国83万枚を配布</p> <p>2. トラックの省づくり事業(H15～)</p> <p>CO2対策等地球温暖化防止対策の一環として実施</p> <p>3. エコドライブ推進強化月間(H21～)</p> <p>国のエコドライブ推進月間に併せて11月を強化月間として、指示用ポスターの作成などわかりやすい活動を展開</p> <p>4. 教育資料の作成配付</p> <p>【法規制の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「NOx・PM法と条例への対応」(H14) 「兵庫県環境条例のあらまし」(H16) 「大阪府の流入規制が始まります」(H20) 「改正省エネ法対応マニュアル」(H18) <p>【教育資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「省エネ運転マニュアル」(H11)、「エコドライブ推進マニュアル」(H13) 「環境基本行動計画」(H13)、「グリーン経営推進マニュアル」(H15) 「環境対策中期計画」(H18) など | <p>1. NOx法適合車両代替促進助成 (4.1億円) [H10]</p> <p>NOx法に適合する車両への代替促進を図るため、そのリース料の一部を助成</p> <p>2. 低公害車導入助成 (108億円) [H13～H22]</p> <p>環境性能に優れた車両の導入促進を図るため、CNG車、ハイブリット車等の導入を支援</p> <p>3. アイドリングストップ支援機器助成 (5.6億円) [H13～H22]</p> <p>夏季・冬季の7休「アイドリングストップ」に取り組むため、蓄熱マット、蓄冷クーラー等の支援機器の導入を支援</p> <p>4. PM減少装置助成 (37.7億円) [H15～H16]</p> <p>首都圏の環境条例に対応するため、DPF等のPM減少装置の装着を支援</p> <p>5. EMS・ドライブレコーダー機器助成 (12.5億円) [H18～H22]</p> <p>効果的なエコドライブに取り組むためEMS機器等の装着を支援</p> <p style="text-align: right;">合計170億円</p> <p>()は全日本トラック協会の助成実績</p> |

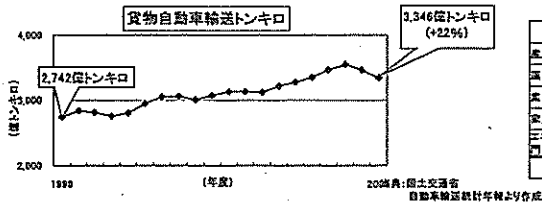
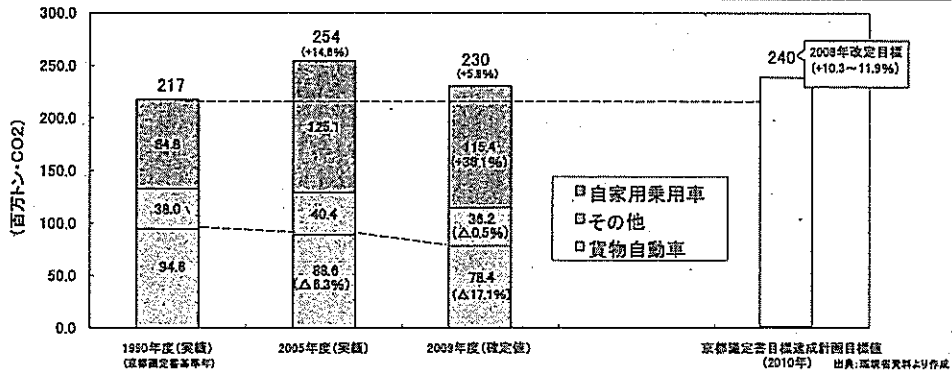
NO₂・SPM環境基準達成状況(全国)

2002年10月のNO_x・PM法施行後、NO₂、SPMともに改善され、2009年度では環境基準が概ね達成されている状況となっている。



運輸部門CO₂の排出量の推移

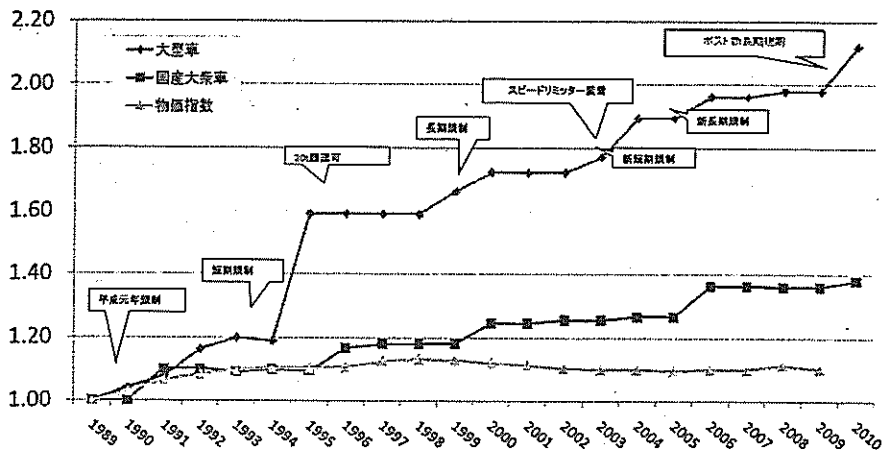
運輸部門のCO₂排出量は、自家用乗用車の増加を背景に1990年度比で増加しているが、トラックについては-17.1%と大幅な削減を達成し、運輸部門の京都議定書目標達成計画の上位目標の達成に寄与している。



| 部門 | 基準年度(1990年度) | 目標(上位目標) | 実績(2009年度) |
|-----------|--------------|-------------|-------------|
| 産業部門 | 482 | 474(-1.2%) | 388(-19.5%) |
| 運輸部門 | 217 | 242(+10.3%) | 230(-4%) |
| その他の部門 | 164 | 288(+76.5%) | 216(-31.7%) |
| 家庭部門 | 127 | 128(+0.5%) | 162(+27.6%) |
| エネルギー転換部門 | 87.8 | 86(-2.3%) | 82(-17.8%) |
| 計 | 1057.8 | 1078 | 1078 |

トラックの車両価格の推移

・平成元年以降、物価指数(1→1.10)、国産大衆車(1→1.38)であるが、大型トラックの価格は新長期規制(平成17年排ガス規制)にシフトし、およそ2倍となった(1→1.98)
 ・新たな排ガス規制(ポスト新長期規制)の大型トラックが2010年より発売されているが、更に価格が上昇している(1→2.12)



出典
 車両価格指数:自動車価格月報(有オトガイド)、日野自動車HP、トヨタ自動車HPより作成
 消費者物価指数:総務省統計局HP

貨物運送事業の営業収益・営業利益率・経常利益率の推移

営業収益は4年連続、営業利益は3年連続赤字となっている。経常利益は全体としては黒字に転じたが、業界の6割以上を占める車両20両以下の小規模層では依然として赤字が続いている。

(1社平均)

| 区分 | 営業収益(千円) | | | 営業利益率(%) | | | 経常利益率(%) | | | |
|-----------------------|-------------------|---------------------|----------------------|---------------------|------|------|----------|------|------|------|
| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 全体 | (▲5.6) 206,967 | (▲2.4) 202,005 | (▲3.4) 195,061 | ▲0.4 | ▲1.3 | ▲0.4 | 0.1 | ▲0.8 | 0.7 | |
| 車 両 規 模 別 | ~10台 | (▲5.1) 50,538 | (▲2.4) 49,311 | (▲0.4) 49,134 | ▲3.7 | ▲4.7 | ▲3.6 | ▲2.5 | ▲3.6 | ▲1.3 |
| | 11~20 | (▲2.9) 133,924 | (▲1.4) 132,071 | (▲0.8) 131,061 | ▲1.3 | ▲2.8 | ▲1.4 | ▲0.7 | ▲2.1 | ▲0.2 |
| | 21~50 | (▲6.4) 300,621 | (▲1.1) 297,279 | (▲3.9) 285,618 | 0.1 | ▲1.0 | ▲0.2 | 0.4 | ▲0.5 | 1.0 |
| | 51~100 | (▲4.1) 678,501 | (▲5.2) 642,912 | (▲7.0) 597,645 | 0.3 | ▲0.1 | 1.2 | 0.6 | 0.2 | 1.8 |
| | 101台以上 | (▲4.8) 1,269,478 | (▲10.0) 1,143,118 | (▲2.0) 1,120,542 | 0.4 | 0.5 | ▲0.2 | 0.8 | 0.8 | 0.3 |

注:営業収益のカッコ内は前年度比伸び率、単位%,▲はマイナス

出典:全日本トラック協会 平成21年度決算概況経営分析報告書

一般社団法人 日本自動車工業会

第四次環境基本計画策定に向けた考え方
(計画策定に向けた「中間とりまとめ」)について

1. 自動車メーカーは、環境への対応を最重要課題と位置付け、従来車の燃費向上や電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の開発・実用化等、常に世界のトップを目標に全力で技術開発に取り組んでおり、大きな成果を上げている。

同様に、日本の産業界全体を見ても、環境関連の技術開発を通じ、環境保全に役立つ製品の開発・実用化や世界最先端の生産効率の維持・向上に全力で取り組んでおり、これらの取組は日本の経済成長に大きく寄与している。

「中間とりまとめ」では、第三次環境基本計画にはなかった、①環境と経済の持続的向上、②国益や国際的な公平性について明確に位置付けている。

これらは、経済発展を前提として環境も向上させるという産業界の基本的な考え方と軌を一にするものであり、是非、第四次環境基本計画に織り込むべきと考える。

2. また、第三次基本計画では、重点政策プログラムの中に、「経済的手法や情報開示を通じた市場において環境価値が積極的に評価される仕組みづくり」であったものが、「中間とりまとめ」では、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」という、より広義な捉え方をしている点は、経済成長を実現しつつ実効性を最大限に追求していく上で必要であり、是非、第4次基本計画へ織り込むべきと考える。

3. 環境に関わる課題や施策の方向性について示されているが、施策を実行に移す際の手続きが示されていない。

環境対策が国民生活や雇用、産業活動に大きな影響を与えるものであることを考えれば、施策を実行に移す際の基本的な手続きについても基本計画に盛り込むべきと考える。

具体的には、①施策の事前評価・検証（技術的な可能性、効果、国民負担レベル、国際的な公平性など）を行い、②その評価・検証結果を国民や産業界などに示すとともに、国民や産業界などの理解と納得を得て施策を実行することが必要である。

4. 今後、環境負荷が飛躍的に増加する発展途上国の環境対策のために、我が国の優れた環境技術を移転することは大変重要である。

他方、それらの環境技術は、我が国の産業界が、一層の省エネルギー・低炭素、省資源、低公害などを目標として、全力で技術開発を継続してきた知的財産であり、日本経済を支える基盤になっている。

技術移転に際して、知的財産が守られるルール作りは非常に重要であり、第四次環境基本計画には、知的財産を保護しつつ、技術移転を進めることの必要性を織り込むべきである。

5. 「環境保全上の観点からの国土利用メカニズムの構築」において「自動車利用の拡大がCO₂等環境負荷を生じさせている」という課題認識の下、「自動車利用から公共交通利用などへの転換を図ることにより、都市における経済社会活動によって生じる環境負荷を一層小さくすることが重要」とされているが、人口密度（過疎化）、高齢化なども問題もあり、また、モビリティに対する国民のニーズも多様であることを考えれば、運輸部門からのCO₂等環境負荷を一層低減させるためには、各地域の特性に合わせた最適なモビリティの組合せと街づくりが必要である。

6. 環境関連の新たな産業の創造・育成というグリーンイノベーションの推進は環境と経済の持続的な向上の観点から重要な要素である。他方、我が国の地球温暖化対策等の環境上の制約から、重要な産業が国際競争力を失わないようにすることも重要な視点である。生産効率が悪く、環境関連法規が十分に整備されていない発展途上国に産業が移転することになれば、地球規模の環境対策からはマイナスになるおそれがある点に十分に留意すべきと考える。

社団法人 日本水環境学会

環境基本計画見直しに係る
中央環境審議会総合政策部会委員
との意見交換会

平成23年9月9日

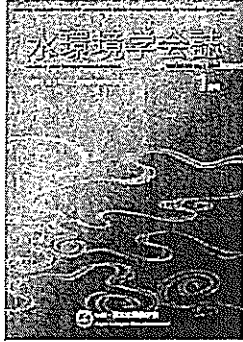
社団法人日本水環境学会
会長 中島 淳

日本水環境学会とは

本学会では、水環境に関連する分野の学術的調査や研究、知識の普及、健全な水環境の保全と創造への寄与、学術・文化の発展への貢献を活動目的としています。このため、学術・技術の情報発信ツールとしての学術雑誌の発刊、会員相互の闊達な意見交換の場としての日本水環境学会年会と日本水環境学会シンポジウムの開催、次世代を担う人材育成や水環境文化活動の普及を目指した各種表彰活動、国際交流・国際協力を目的とした英文学術雑誌の発行、国際会議などの開催や表彰活動、最新の情報を普及するためのセミナーの開催などを行っています

学術雑誌・出版物

水環境学会誌



Journal of Water and
Environment Technology

セミナー講演資料集

市民セミナー講演資料集

シリーズ 日本の水環境

日本の水環境行政—改訂版—

沿革

1971 日本水質汚濁研究会

1981 日本水質汚濁研究協会

1991 日本水環境学会

年会の開催

水環境分野の幅広い研究の発展と会員相互の情報交換を促進するため、本学会では毎年の春季に日本水環境学会年会を開催しています。年会には毎年1400人前後が参加し、600件以上の研究発表が行われ、活発な議論が行われています。また、年会に参加する会員の割合は約40%に達しており、研究の発展と情報交換の場である年会が果たす役割は大きくなっています。

シンポジウムの開催

本学会では、水環境分野の幅広い研究の発展と会員相互の情報交換を促進する場として、春の水環境学会年会に加え、毎年秋季に日本水環境学会シンポジウムを開催しています。シンポジウムは年会とは異なり、研究委員会などが企画したセッションが開催されます。

第14回シンポジウム

9月10日(土)～11日(日) 於:東北工業大学 八木山キャンパス

セミナー・市民セミナー

水環境の関心事は、時代と共に移り変わります。したがって、求められる知識、情報も変化します。本学会では、水環境関連の最先端の話題を取り上げ、その分野の第一線で活躍中の専門家を講師に招いたセミナーを年間に数回開催しています。セミナーには、会員向けのセミナー、一般市民向けの市民セミナーがあります。

研究委員会

水環境に関連した特定のテーマについて、専門家を集めた産官学協同の研究委員会を設置し、シンポジウムや講演会および見学会の開催などを通じて、水環境関連分野の研究・技術開発の促進を行っています。現在、次頁の18研究委員会が精力的に活動しています。

測定・評価

MS技術

水中の健康関連微生物
バイオアッセイによる安全性評価
水環境の総合指標

水環境

湿地・沿岸域
土壌地下水汚染
ノンポイント汚染
身近な生活環境
水環境と洗剤
流域水環境ソリューション

処理・再生再利用

嫌気性微生物処理
産業排水の処理・回収技術
紫外線を利用した水処理技術
生物膜法
膜を利用した水処理技術
ポピュレーションダイナミクス

18 研究委員会

教育・政策

水環境教育
水環境保全の国際協力

地域支部

水環境学会では、北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州の7地域支部が設立されており、地域のニーズに応じた活動を盛んに行っています。その活動内容は、セミナー、講演会、シンポジウム、研修会や見学会の開催や学術活動補助事業の実施、水環境文化活動の推進、ニュースレターの発行など様々です。

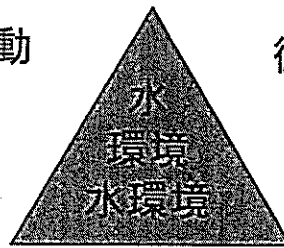
水環境学と環境総合政策

第4次環境基本計画にむけて

気候変動

循環型社会

国際協力・
水ビジネス



資源エネルギー

教育・学習・パートナーシップ

東日本大震災後に強調されるもの

さらに第5次環境基本計画も考えながら

2020年(公害国会50年)に向けて

気候変動

水危機の顕在化(偏在の進行:洪水か渇水か)

水域および水環境における生物多様性への影響

脆弱地域・貧困地域での安全な水供給と

トイレ対策(アジア・太平洋諸国、アフリカ)

低炭素社会に適した水循環・再生再利用システム

循環型社会

水自体の循環の重要性(健全な水循環;水再生
再利用)

有機汚泥のエネルギー利用、山林保全利用

栄養塩の農業系循環

湖沼富栄養化は農地・農業再建と総合管理

資源エネルギー

限られたな水資源としての水質・水環境保全再認識
(利水目的=水資源価値のカテゴリズの適正化)

水に伴うエネルギー価値の利用

(位置エネルギーによる発電;汚水中の有機炭素に
よる発電(汚水処理技術=汚泥「精製」技術))

国際協力・水ビジネス

水・環境ODA、草の根協力の実績

水道・下水・再利用・産業水:技術とシステム

エネルギー消費型とは異なるグリーン成長

人材育成および社会開発と技術の連携

教育・学習・パートナーシップ

学習の場としての水環境

地域での行政・市民・企業の協働

推進のツール(場、教材、人材)提供

HESD、EcoLeaDなどでの人材育成

東日本大震災後に強調されるもの

湿地・沿岸域・魚場の衛生確保と生態系

森・川・海の再認識＝水循環、流域政策

森林保全＋林業復興＝水源涵養

農地・農業再建＝再利用水灌漑などカスケード利用

分散型システムの取り入れ＝水スマートグリッド

サステナビリティ学への貢献

2020年(公害国会50年)に向けて

施設・設備(水処理等)の更新・改善・改造時期

培った技術・政策の継承＝アーカイブの作成

適正システムの継承と創造(地域の巡回指導

など;遠隔ネットワーク)

環境政策人材の育成

(自治体における政策面と技術面の制度組織の

継承発展(地環研などの果たした役割))

以上(文責:中島 淳)

一般社団法人 日本化学工業協会

第4次環境基本計画

化学品管理の立場から

世界の動向と化学産業の取り組み



International Year of
CHEMISTRY
2011

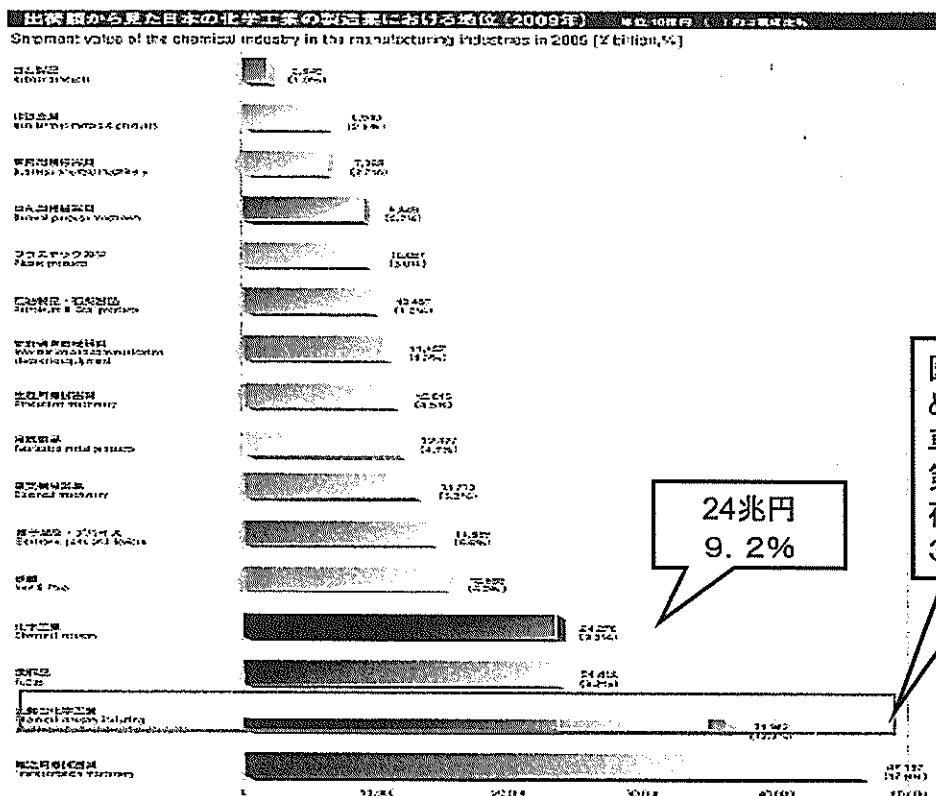


2011年9月9日
一般社団法人
日本化学工業協会
庄野 文章



1

日本における産業別出荷高 2009年



2

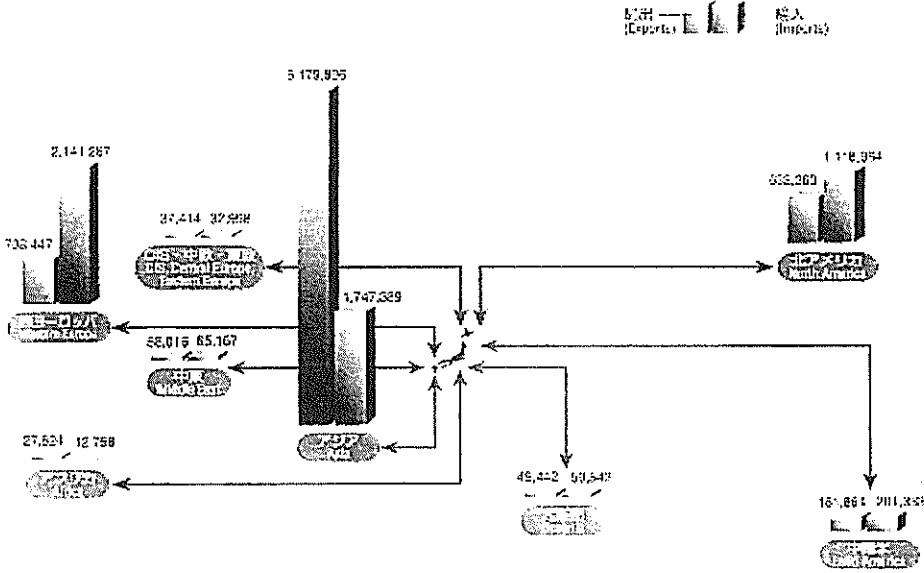
化学製品の地域別輸出入高

主要市場はアジア、欧州、米国

アジアは7兆円規模

化学製品の地域別輸出入額 (2010年) 単位: 100万円

Exports and imports of chemicals in 2010 by region [Y million]



国際的な化学製品管理の流れ 各国各機関の対応と化学業界

1992年 国連環境開発会議(リオ宣言) アジェンダ 21

第19章: 化学物質管理に関する6項目
(リスク評価、GHSなど)

2002年 環境開発サミット(WSSD)ヨハネスブルグ実施計画

- ・化学品の悪影響を2020年までに最小化
- ・化学製品分類表示の国際調和(GHS)の実施
- ・2005年を目処にSAICMの策定に合意

2003年 第1回国際化学物質管理会議(ICCM-1)

SAICM採択 2020年目標

2009年 ICCM-2 Emergency Issue

欧州
REACH

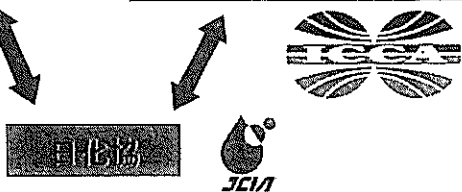
豪州
NICNAS

US
TSCA
Reform
Canada
DSL
メキシコ
Inventory

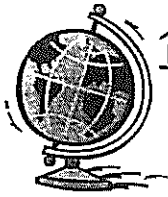
中国・台湾・韓国、
アジア各国

日本
化審法改正

ICCA RC世界憲章
GPS (Global Product Strategy)



(SAICM: 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ)



1. 国際的な化学品管理の流れ その方向



- ハザード管理からリスクベース管理へ
一律に禁止、排斥からどう適切に管理し、使用するか
- サプライチェーン全体でのリスク低減を目指した化学品管理を展開 Product Stewardship
各国は各国の事情、背景にそって規制整備
- 別途、新規物質・材料(ナノマテリアル等)の適切な管理、製品中の化学物質管理への関心
- アジアを中心とした各国化学品管理規制の導入 (GHS等を中心に 中国、韓国、台湾、ベトナム等)

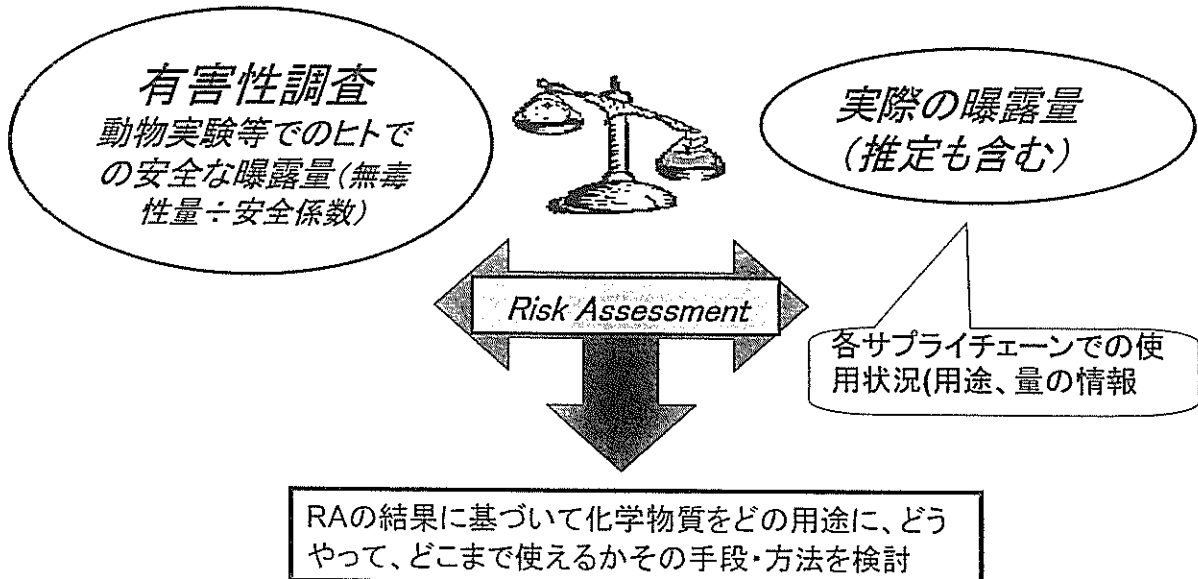
5

リスクベースの管理とは?



化学物質に一定以上曝露しなければ、あるいは漏えいすることがなければ安全に使用可という前提

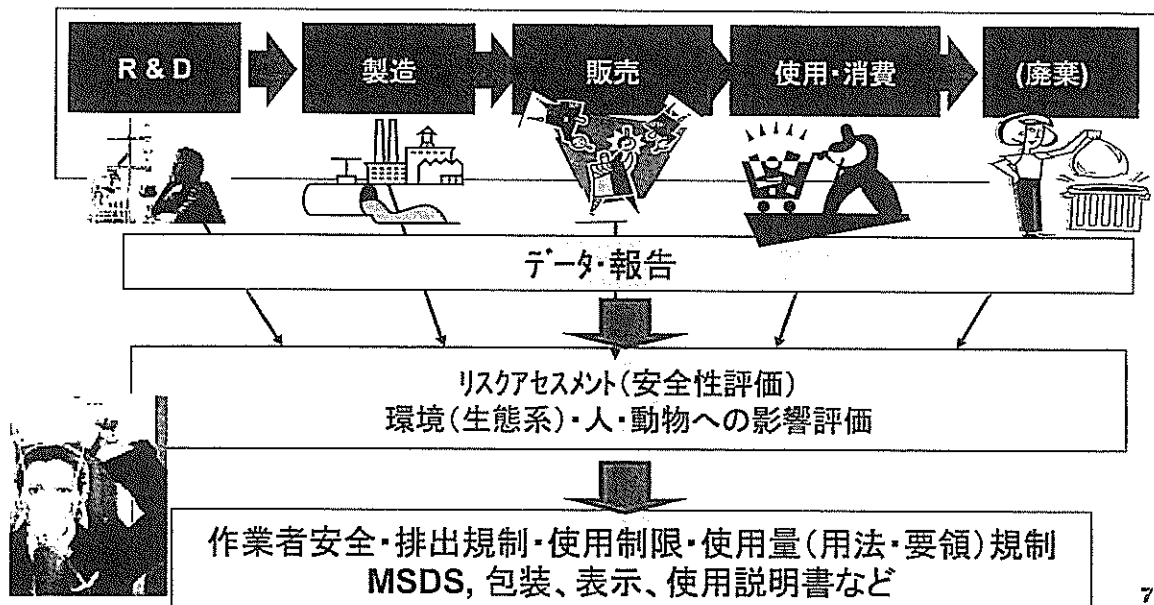
如何に化学物質とうまく (ヒトに安全かつ地球にやさしく) つき合うか?



6

PS (Product Stewardship) とは

“From the cradle to the grave” 化学製品を使用する顧客のみならず最終的には消費者、さらにその製品の廃棄に至るまで、すべての過程でケアしようというもの。



7

そのために 今、化学産業は 情報公開、共有の必要性

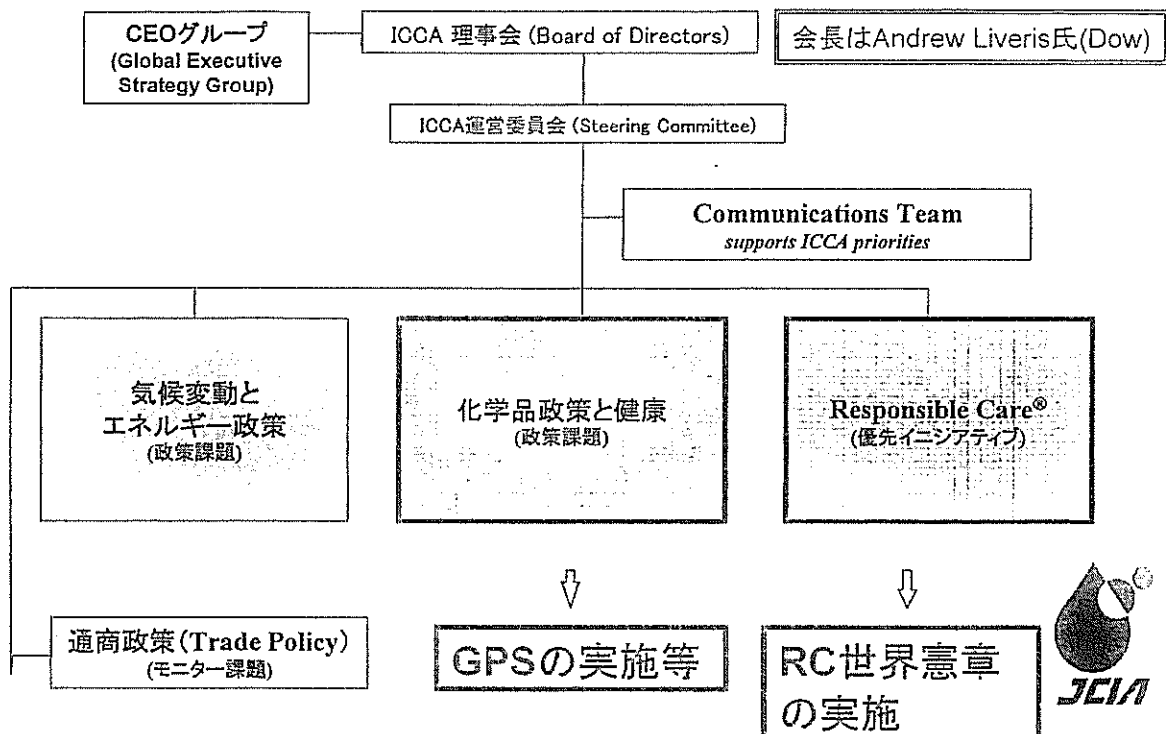
- 本来、化学物質自体に責任があるわけではない。過去、災害、事故は人の化学物質の管理の不適切なことそのための情報が欠如していたことが原因
- 情報公開(リスクとその管理方法)が評価される時代・・・化学物質の安全性に関する情報を公開し、共有することが重要とのコンセプトが浸透

ITの進化・発展も、重要な背景



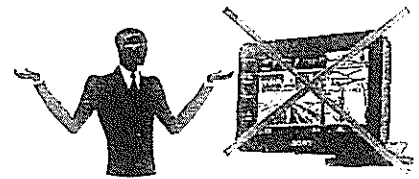
8

ICCA (国際化学工業協会協議会) の組織と活動



9

ICCA/GPSとは?



- 2006年 第1回国際化学物質管理会議 (ICCM-1) ドバイ宣言
- ICCAはRC世界憲章とGPSの実施を宣言。
世界の企業CEOが実施宣言書へ署名。
- GPS はProduct stewardship を化学産業のみならず顧客およびサプライチェーン全体に拡大、強化していこうというフレームワーク
- このための具体的な戦略



10

国際的な化学品管理の流れとICCAの対応

(RC世界憲章/GPS/JIPS)

アジェンダ21
19章化学物質管理6項目
1992年 リオデジャネイロ

持続可能な開発に関する世界
首脳会議 2002年 ヨハネスブル
グ SAICM策定合意 ドバイ
宣言 (ライフサイクル全般)

リスク管理の
拡大・情報交
換・GHS

実施計画 III-23
科学的根拠に基
づくリスク評価
と管理および
リスクの最小化
SAICMの達成

ICCA RC世界憲章(RCGC)2005年 第5章
世界的規模での化学製品管理の強化 (PS:プロ
ダクトステewardシップ)
PS ガイドライン作成 (2006年 GPSの具体
化2006~ (ガイダンス作成、実行計画等)

RC世界憲章とGPS実施宣言

ICCM-1
2006年 ドバイ
包括的方針戦略



・各企業への実施
宣言
・GPSの実行

GPSとJIPSの関係



JIPSはGPSの日本版

JIPS : Japan Initiative of Product Stewardship

- ICCAのGPSを基本概念とし、日化協が取組む化学物質管理の新たな自主活動。 (2009.5 日化協 理事会で承認)
- 日本の状況(規制・ビジネスモデル・SMEs等)にあわせたGPSのフレームワークとして位置づけ、アジアでの展開も視野。
- 2005年6月以来、官民連携で実施してきた“Japanチャレンジプログラム”(対象物質リスト/SIDS・ハザード情報収集と情報発信)の収束にともない自主的活動としてあらたに開始

安全性要約書・公開

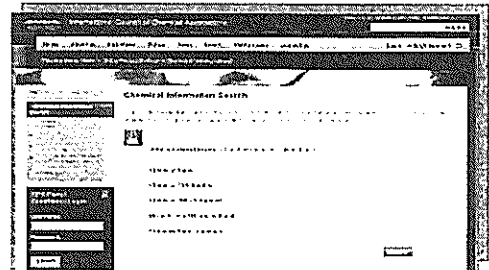
GPS安全性要約書(項目例)

- 一般的記述: 用途、有用性、安全と信じる理由の要約
- 物質の特定: 化学名(例: IUPAC名、CAS名)、慣用名、別名、CAS番号等)
- 用途、有用性:
- 物理化学的性状:
- 健康への影響:
- 環境への影響:
- ばく露:
- リスクマネジメント: (作業員、消費者、環境での使用、ばく露に対する措置)
- 応急措置、消火措置:
- 偶発的放出に対する措置:
- 処分に対する配慮:
- 取扱いおよび貯蔵:
- 分類および表示:
- 結論: (化学物質のリスクとその根拠に関する総合的な記述)
- 連絡先、作成日(改訂日):

ICCA Webにて公開(日本を含め)

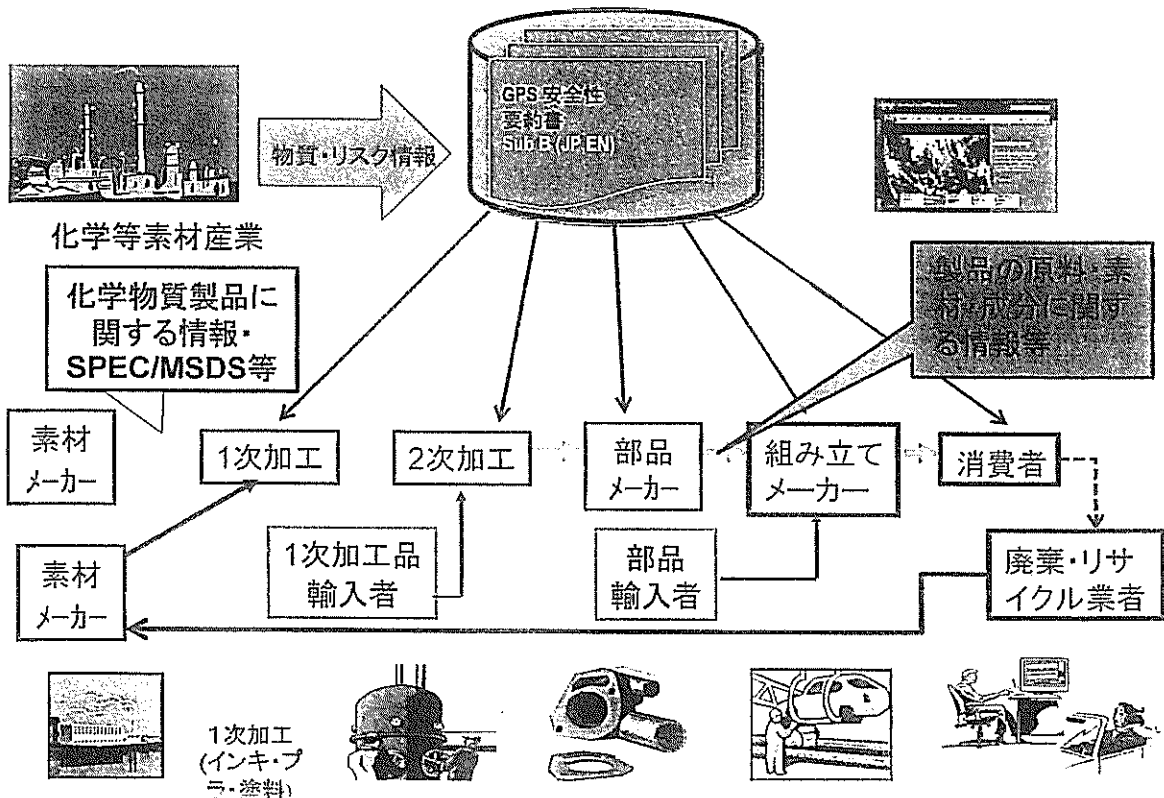


ICCA Website ↓ GPS Info Search



<http://www.icca-chem.org/en/Home/ICCA-initiatives/global-product-strategy/>

化学物質のライフサイクルにおけるサプライチェーンとの情報共有の仕組みについて



まとめ 課題と対応

- 化学品管理は国際的規模で大きなパラダイムシフト
流れは
 - ・ リスクベースでの化学物質管理
 - ・ サプライチェーン(ライフサイクル)
全体の包括的管理の追及
- 化学品管理(リスクの最小化)は、いまや化学産業のみならずそのライフサイクルに関わる全ての産業、消費者の課題・・・単に画一的規制だけでは対応不可。
- GPS/JIPS リスク情報の公開と共有
 - ・・・化学製品(物質)は、そのリスクに関する情報の収集・解析・提供
・公開・共有および理解がリスクの最小化の大前提

15

まとめ 課題と対応 (続き)



化学産業にとって

- 基本はSustainable Development、Green Chemistry の追及
- 各国規制遵守は、絶対条件・・・Global Market化
- 規制ベースだけでは多様な化学物質・製品の管理は限界・・・
自主管理とのコンビネーション必須
企業にとってのリスクヘッジ
規制と自主管理の組み合わせは不可避 Globalベースで展開
(SAICM,WSSDおよびICCA/GPS)
- リスクベースの管理を追及 ... 科学的知見に基づいた適正な管理。妥当なリスク評価手法(環境を經由:生分解、加水分解光分解等)、動物試験代替法の開発、活用。
- 国際的に、基本は整合性のあるもの各論はその地域の社会・経済に適したもの 中小企業にも配慮した管理システム(規制)。

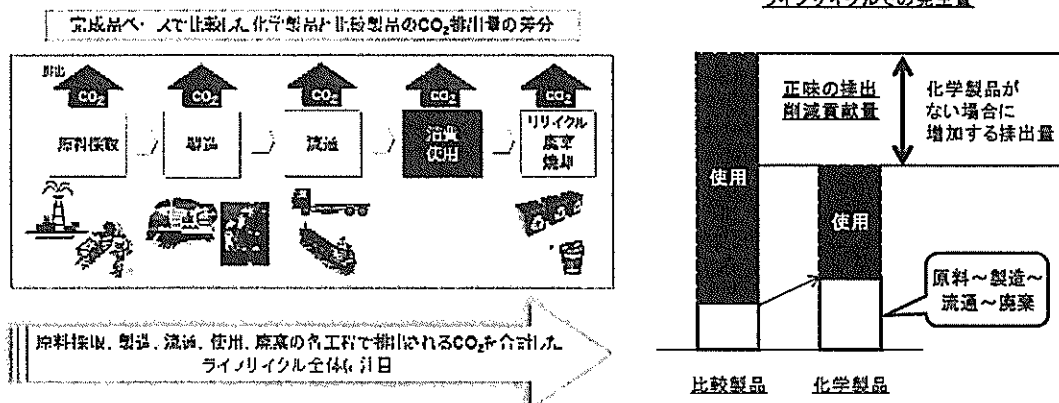
16

ご紹介 日化協

国内における化学製品のライフサイクル評価について Carbon-Life Cycle Analysis (c-LCA)

c-LCAの評価方法（正味の排出削減貢献量算出）

c-LCA (carbon - Life Cycle Analysis) の概念



化学製品を使用した完成品と、比較製品を使用した完成品におけるライフサイクルでの排出量を比べ、その差分を化学製品がなかった場合に増加する排出量と考え、正味の排出削減貢献量として算出。

APPENDIX.1

略語表

| 略語 | 英語 | 説明 |
|-------|---|------------------------|
| GPS | Global Product Strategy | グローバルプロダクト戦略 |
| ICCA | International Council of Chemical Associations | 国際化学工業協会協議会 |
| ICCM | International Conference on Chemicals Management | 国際化学物質管理会議 |
| IT | Information Technology | 情報技術 |
| JIPS | Japan Initiative of Product Stewardship | 日本におけるPS活動 |
| PS | Product Stewardship | プロダクトステewardシップ |
| RA | Risk Assessment | リスクアセスメント |
| RCGC | Responsible Care Global Charter | レスポンシブル・ケア世界憲章 |
| SAIGM | Strategic Approach to International Chemical Management | 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ |
| SIAM | SIDS Initial Assessment Meeting | OECD HPV SIDS初期評価会議 |
| WSSD | World Summit on Sustainable Development | 持続可能な開発に関する世界首脳会議 |

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン

発表資料 第四次環境基本計画に対するWWFジャパンの意見

(2011年9月9日 中央環境審議会総合政策部会)

■ はじめに

WWFの使命は、地球の自然環境の劣化に歯止めをかけ、人類が自然と共生する未来を以下の活動を通じて築くことである。

- ・ 世界の生物多様性を保全する。
- ・ 再生可能な自然資源の利用が確実に持続可能となる。
- ・ 汚染と無駄な消費の削減を促進する。

この使命に基づき、WWFジャパンは特に次の分野での環境保全目標を達成するための活動に現在注力している。

- ・ 森林生態系の生物多様性を保全し、林産物の利用が持続可能となる。
- ・ 海洋生態系の生物多様性を保全し、水産物の利用が持続可能となる。
- ・ 気候変動に対する耐性を持つ公平な低炭素社会の中で、人類と生態系・生物多様性にとって安全で持続可能な未来が実現される。

■ WWFジャパンの意見

これら使命とWWFジャパンの活動に基づき、以下の分野について、意見を述べる。

- 1) 気候変動・エネルギー分野
- 2) 森林・海洋生態系の生物多様性保全と、林産物・水産物の持続可能な利用分野
- 3) 東日本大震災に関わる分野
- 4) 国際的枠組・国家間協力に関わる分野

■ 1) 気候変動・エネルギー分野に関する意見

● 全体に対する意見

各分野における課題の明確化はある程度なされているが、それらを「第四次環境基本計画」をもって実際どう解決・達成していくのか具体的な方針が全体的に不明確である。

「基本計画策定に向けた考え方」という性質上、そのようにならざるを得ない面もあるだろうが、他の省庁や産業界など、少なくとも達成する上でどのステークホルダーの協力が必要であるか、明確にしておくべきである。たとえば、集約型都市構造の実現 (p21) には自治体や国交省との連携が不可欠であり、それを明示しなければ、取組自体が前に進まないであろう。

● 「第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題」に対する意見

p4

国内の3Rの現状として、「発生抑制、再使用の取組みが未だ不十分」と認識しているにもかかわらず、p22の重点分野に係る取組では、「ライフスタイルの変革や事業活動の改善等」と表面的な記述に留まっている。

たとえば、エコファーストの約束などで事業者に対し、3Rの取組を促すなど、環境省のリソースでできることはやりつつ、経済産業省との連携も視野に入れた実効性のあるアクションへと連携させる必要がある。

● 「環境政策の展開の方向」に対する意見

p16

地球規模の環境問題に対し、国益と地球益の双方からの観点から戦略的に取り組むべきとしており、そのために「公平かつ実効的な国際枠組みの構築」がかぎとしている。まさに国益のぶつかり合いが国際協調を困難にしていることを鑑みれば、「公平さ」というのも、途上国、先進国それぞれの国益次第で180度異なる指標である。ひとりよがりな公平さを主張して温暖化国際交渉の足を引っ張ることも多かった我が国の歴史を考えると、地球益を第一義とし、そのための環境制約ルール作りにおいて我が国の産業育成となる、つまり国益にかなう環境制約とすることを志すことが必要である。

したがって国際的な取組みに関するルール作りにおいて、国益および地球益にもかなうよう積極的に主導的な役割を果たすことが重要である。

p18(4)○～p19.3(2)

環境教育や国民の意識啓発に関する取組みは再三言及されているが、環境政策において重要なのは、規制的手法や経済的手法などより強いルール作りである。

このような多様な政策手法については、3(2)に羅列されているのみであり、国民意識啓発への言及の多さに比べてあまりにも不十分である。より具体的に我が国の削減目標と計画を書き込んだ上で、上記のより実効的な政策手法について具体的に実施計画を書き込むべきである。

●「第四次環境基本計画の構成」に対する意見

p.20

「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」においては、環境配慮を盛り込むための取組と研究・技術開発という 2 点があげられているが、「グリーンイノベーションの推進」のためにはそれだけでは不十分である。

おそらく、経済産業省の管轄に入るためにあえて踏み込んでいないのだろうと思われるが、実際に「グリーンイノベーションの推進」をするためには、あえて環境制約を課していったり、他省庁と連携したりすることを通じて、投資環境を整えていくことが必要である。

Pew Trust が 2010 年に発表したランキングでも、日本はクリーン・エネルギーの投資額で世界の 15 位と大きく出遅れている。

p.21

「地球温暖化に関する取組」については、国内の脱炭素化を着実に進めるための目標およびそれを達成するための政策を明確に書いていく必要がある。目標としては、現行の地球温暖化対策基本法案に書かれている 2020 年 25%削減および 2050 年 80%削減を盛り込む必要がある。政策としては、排出量取引制度や炭素税についての導入のスケジュールを「計画」として位置づけるべきである。

同じく、「地球温暖化に関する取組」については、国内の緩和対策や適応対策だけでなく、他国の緩和対策・適応対策への協力も、明確に位置づけることが必要である。現在の文章からは、それが読み取れない。ただし、それは原発輸出のような非持続可能な技術を売りつけるという形であってはならない。

また、「地球温暖化に関する取組」に入れるべきか、別途項目を立てるべきか検討する必要があるが、グリーンイノベーションの推進のためには、その中でコアとなる自然エネルギーや省エネルギーの推進について、環境省としても積極的に関与していく必要がある。それらに関する支援策の実施も極めて重要である。特に、自然エネルギーに関しては、その推進に関係してくる規制は環境省所管のもの多くある。持続可能な形で、自然エネルギーの普及をはかっていくために、丁寧な推進を行う責任が環境省にはあり、その認識が示されていることがどこかに明示されるべきである。

全般に関わる事項として、国民・市民に対して、政策の根拠となる情報や、環境の実態に関する情報を正確かつアクセスしやすい形で提供することが必要である。それを、環境に関する基本計画の中で明確に位置づけ、実施しなければならないアクションとすることは重要である。温暖化の分野であれば、温室効果ガス排出量に関するデータについて、情報公開請求があつて初めて事業所ベースのデータが分かるような現在の状況は改善されなければならない。

2) 森林・海洋生態系の生物多様性保全と林産物・水産物の持続可能な利用分野に関する意見

●「第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題」に対する意見

P3

自然林と植林を面積だけで単純比較することは適切ではない。以下のように修正すべきである。

「世界の森林は、アフリカ、南アメリカ及び東南アジアの熱帯林を中心に減少・劣化が続いており、2000年から2010年までの間に年平均1300万ヘクタールが減少している一方、植林は780万ヘクタール増加している。自然林と植林は機能が異なるため単純に比較はできないが、差し引きでは、年平均520万ヘクタール（純減少面積）が減少している。また、世界の乾燥地域のうち、10～20%が既に砂漠化している。」

●「環境政策の展開の方向」に対する意見

P.14「○環境と経済の密接不可分の関わりを踏まえた取組の推進」

環境に配慮した経済活動に対するインセンティブの創出が重要である。

また、政府による補助金などの用途についても、環境配慮、環境負荷の軽減といった視点も盛り込むことが必要である。

P.18「(4)地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進」

○多様な主体が環境配慮に取り組むことが出来る社会システムの構築

環境教育と意識啓発だけでは、環境配慮型のライフスタイルへの転換は難しい。

たとえば、企業の利益追求型の活動を変えるのは意識だけではどうしようもない。市場に供給されるものから選択するしかない住民は、意識だけでは暮らしに行き詰まる。現在の環境高負荷型のライフスタイルは、国や経済界の方向性の中で選択され構築されたものである。

本基本計画をもとに国が率先して環境配慮型国家に転換して、法律や税制などを見直し、各種の規制や誘導策など図る方向を盛り込むべきである。そうすることで、企業や個人が環境配慮型のライフスタイルに転換できる社会システムを構築する事が可能になる。

○環境教育や意識啓発による一人一人の行動への環境配慮の織り込み

この部分の文章がわかりにくいので、特に以下の点については具体的に記述する必要がある。

「環境教育や意識啓発」の重要性だけを書くのではなく、国が率先して義務教育のカリキュラムを変えて環境問題を学習する機会を提供するなど、一步踏み込んだ計画とすべきである。

「経済的なインセンティブ」は、各主体の環境配慮行動への経済的なインセンティブが必要であり、環境税の導入とその財源を生かした環境配慮行動を行う主体への優遇制度(国

定資産税や事業所税などの減免、農家への直接所得保障など)を行うことなど具体的な記載が必要である。

「情報提供」の環境情報とは何を指し示しているのかより詳しく記述する必要がある。

たとえば、環境教育や普及啓発のプログラムや実践事例のデータベース化、環境配慮行動に必要な企業情報、製品情報、商品情報などの提供、また、それぞれの地域での生物多様性の現状と課題などの自然生態系の情報、生活排水や大気汚染、有害化学物質などを含めた各種の規制や基準値への容易なアクセスなど、環境配慮型のライフスタイルに変えるために必要となる基礎的な情報、行動を起こすための参考となる情報などへ簡単にアクセスすることの出来る情報インフラ、コンテンツ、情報更新の仕組みを構築する必要がある。

●「第四次環境基本計画の構成」に対する意見

P.19「環境問題の解決に向けた多様な主体間の連携」

P.21「③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」

多様な主体それぞれの強みを把握し、利害を調整し、連携を促す役割を担う人材の育成に注力すべきである。また、多様な主体が連携するためには、コーディネータとなる職能の確立と各地域への配置（有給で連携に取り組む職業・人材の確保）が必要である。

持続可能な社会を実現するための地域づくりは、こうしたコーディネータの有無に左右されるといっても過言ではない。多様な主体は、基本的に自然発生的には連携せず、コーディネータの働きかけに依存するからである。

第三次環境基本計画においては、「各主体をつなぐ役割を担う人や NPO 等の組織、仕組みをつくる必要」、「異なる主体間をつなぐコーディネート能力や、多様な主体のそれぞれの特徴と地域の資源や状況を踏まえて活動や組織を構築するプロデュース能力を持つ人材や組織が必要」と言及されている。しかしながら、同計画の点検においては、環境教育をリード又はコーディネートする人材について検討されているが、こうした人材の育成状況についてはレビューされていない。多様な主体の連携を促すコーディネータ育成の支援体制を今後構築していく必要がある。

P.20「①経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」

生物多様性基本法にもあるとおり、事業者または国民の責務としてより具体的な指針を示すべきである。

例えば、消費者や企業に生物の多様性に配慮した物品を選択すること等、生物多様性保全とその持続可能な利用のために自主的に取り組んだり、そうした目的をもった取り組みをしている他者との協力を促進したり必要がある。

3) 東日本大震災に関わる分野に関する意見

●全体に対する意見

東日本大震災に関してがれきや放射能問題について言及しているが、自然環境の現状把握、保全、適切な回復について触れられていない。

よって、第四次環境基本計画の適切な場所に、以下の観点を反映させることが必要である。

1. 地域復興の基盤となる、自然環境および生物多様性の被害実態を把握し、その再生を視野に入れた復興計画の策定と実施をおこなうこと
2. 予防原則にのっとり、復興の資材調達が国内外の環境破壊に結びつかないように配慮すること
3. 段階的に原子力発電所を廃止し、化石燃料に依存した生活から、100%自然エネルギーで暮らしが支えられる社会へ転換すること
4. 放射能を始めとする各種の汚染について、人々の安全を優先しつつ、科学的に検証可能な汚染の調査と迅速な情報公開を行なうこと

●「第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題」に対する意見

p6

国内の現状として、震災による放射性物質や有害化学物質の飛散・漏洩による健康被害の懸念などについて明記しているが、p20以降、これらへの対応が重点分野として挙げられていないのは問題である。食物の放射能汚染や下水道での放射性物質の濃縮問題、がれきの撤去問題など、いずれも直接の対応は他の省庁の管轄であるかもしれないが、継続的なモニタリングや国民に対する正確な情報提供、基準値の設定なども含め、各省庁の連携のもと、横断的な取組が進むよう役割分担などを明記すべきである。

4) 国際的枠組・国家間協力に関わる分野に対する意見

以下の二つの視点を、「第四次環境基本計画策定に向けての現状と課題」、「環境政策の展開の方向」、「第四次環境基本計画の構成」のそれぞれに盛り込む必要がある。

日本の人口・経済・資源エネルギーの状況認識において、諸外国への依存度の高さから、持続可能性における国際的視点の重要性が唱えられている。しかしこの認識が、取り組むべき課題として十分に斟酌されているとは言い難い。

よって、環境汚染の被害を受けているあるいは受けそうな地域のみならず、現在まだ自然環境が残されており、しかしながらその保全に独力では当たれない地域も、支援の対象として明示する必要がある。

それは、国際的枠組や国家間協力の推進に当たっての重要な観点の一つとして環境汚染に直面した地域への支援が謳われているが(P10)、日本の持続可能性を支える世界の持続可能性は、汚染リスクによらずかろうじて残されている自然環境の保全と増強なしには達

成できないからである。

また、自然環境は人間の便益のためにだけ存在するものではない。現行の案が国家間の利益対立解消や持続的経済成長に軸足を置いている事自体は否定するものではないが、それだけであれば環境省ではなく経済産業省や外務省でも語る事である。環境基本計画としての独自性や特質は、そうした「人」の利害から離れ、自然の本質的価値 (intrinsic value) という視点の重要性を示すことにある。

2

グリーン成長に関する国際協力は重要であるが、互惠性を重視する理由が不明である。民間セクターも一翼を担った共同事業が念頭にあるようだが、日本企業への利益誘導とも読める内容である。民間セクターの参画を否定するものではないが、経済産業省による日本の経済成長戦略文書と言われても通用する内容であるのは問題である。

そこで、グリーン成長の概念をより高次元から捉え直し、インフラ等の開発事業を敢えて実施しない途上国の政策に対する積極的支援も国際協力の柱の一つに据える視点を盛り込むべきである。

なぜならば、日本の ODA はこれまでいわゆる開発に偏重してきた。しかし、昨年 10 月の CBD-COP10 で発表された「生物多様性と生態系サービスの経済学 (TEEB)」では、開発を行わず自然環境を残した方が長期的には社会的ベネフィットが大きい事例が挙げられている。グリーン成長はこれまでの開発型成長とは異なり、TEEB で提起され、また本取り纏め案でも掲出されているように「自然資本」という概念を包含するものである。この概念に立脚し、グリーン成長に資する国際協力の新たな在り方を環境基本計画として提示すべきである。

以上

一般社団法人 全国都市清掃会議

自治体における廃棄物 処理の現状と課題

平成23年9月9日(金)

全国都市清掃会議
佐々木五郎

1. (社)全国都市清掃会議

- ・全国の自治体＝市町村(正会員)と企業(賛助会員)
が組織する社団法人
 - ・参加自治体数 863(加入率49%)
 - 市・特別区 543 (70%)
 - 町村 320 (34%) [23・9現在]
- 参加自治体の人口1億700万(全人口の84%)
* 県庁所在市・中核市・特別区・政令指定都
市は全て加入

- S22 都市清掃協会として発足
- S51 社団法人全国都市清掃会議として改組
- 会長 横浜市長
- 活動内容
 国等への要望活動・技術指導相談・研究事例
 発表会・広報啓発活動Etc
- 国際交流活動として国際廃物協議会＝
 ISWAのナショナルメンバー
- 来年度公益法人化を目指す

2. 自治体における 廃棄物処理の現状

- 安全で衛生的な処理＝全量焼却処理と埋立処分
 から環境保全を前提とした資源循環型（3R）へ

各種法体系が整備され、社会システムとしての3Rをベースにした廃棄物処理の進展

環境基本法

- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物処理法、資源有効利用促進法
- 各種リサイクル法
 （容器包装、家電、建設、食品、自動車）

ごみ排出等の状況(一般廃棄物)

・ごみ排出量

H12 (54,800千トン、1,185g/人・日)
をピークに年々減少。

H21 (43,500千トン、994g/人・日)

・リサイクル率

H12 14.3%

H21 20.5% 年々増加

・最終処分場(一般廃棄物)の逼迫

特に大都市圏での確保の困難性

海面埋立には巨額な費用がかかる

<ごみ減量・最終処分量減量の必要性>

1998年(H12)以降は、残余容量は低減傾向にあるが、処分量の減少により残余年数は増加傾向(H21=18.7年)

・収集・運搬・処理・処分のプロセスが

分別排出・分別収集・中継積み替え・中間処理・資源化等が増えている。

資源循環をベースに、より細かいプロセスになってきている。〈コストの増加〉

・収集委託(直営から委託へ)

H12 直営37%,委託37%,許可業者26%

H21 直営27%,委託46%,許可業者27%

・廃棄物処理事業の効率化が求められている。

廃棄物関係予算は、自治体規模にもよるが、概ね一般会計の4~5%前後のシェア

処理コスト=H21年度

18,260億円/年(全国の総額)―H13をピークに低減傾向

14,300円/住民1人/年―低減から横ばい傾向

- ごみ処理の有料化の進展
=ごみ減量化の有効なインセンティブ
財政的な効果がある
住民の意識改革にインパクトがある。

H21実績

生活系ごみ(粗大ごみをのぞく)有料化
1,750市中1,072市=61.3%

粗大ごみを含む場合の有料化1,367市=78.1%

大都市でも3R推進のため有料化する都市が増えている

- 環境負荷
ダイオキシン類等の安全対策に加えて、
各施策の環境負荷の点検・検証が必要

LCAの活用

地球温暖化対策とのリンク
=CO2対策、脱化石燃料

ごみ発電の増強、効率化
(エネルギー源として位置づける)
ごみ焼却の熱利用

バイオマスの活用

- 市民、事業者との協働
政策=仕組づくりをきちんとする
市民事業者への働きかけ
=情報提供、啓発・環境教育
- 実践につなげる環境行動
=もったいない精神
- 協働から共創への実践
- トレーサビリティ
コンプライアンス

- 循環型社会へ向けたごみ減量リサイクルの取組み
各自治体での3Rの取組み
プライオリティーは、リデュース、リユース、リサイクル
- 地域の特性にあった施策(地域循環圏)を
リサイクルの徹底による焼却不要論
脱焼却-----市民生活の中で実際可能か。

3. 廃棄物処理の課題

地方自治体の現状

- ・ 地方財政の逼迫
 - 税収の減少と義務的経費(社会福祉費等)の増大
 - 過去のインフラ整備にかかわる起債の償還(公債費の増大=財政の硬直化)
- ・ 行政需要の増大・多様化とコンパクトキャビネット
 - 民の力の活用(民にできることは民へ)
 - =規制緩和
- ・ 地域主権の確立
 - 地方への権限委譲
- ・ 行政のトレサビリティ
 - 情報公開、説明責任、コンプライアンス
- ・ 住民の安全、安心の確立

- ・ 自治体での廃棄物処理(3R)
 - 廃棄物処理は、廃掃法により自治事務であり、自治体の責任であり、裁量権がある。
 - その意味で自治そのものであり、自治体の姿勢が問われる。
- ・ 自治体が自らの責任(行政責任)をきちんと果たすことが必要である。
 - 処理責任(処理計画の策定)、管理責任、情報提供義務、説明責任、コンプライアンス
- ・ 地域特性に見合った施策展開を
 - (地域循環圏)

- ・環境保全と適正処理を前提とした循環型の社会経済システムの確立
 - 環境保全と適正処理は社会的コストとして認知
 - 持続可能なシステム
 - 2R(発生抑制・再使用)の取り組みの推進
 - 環境負荷の検討
- ・環境と経済の関係
 - 環境の経済的評価の位置づけ。
 - 環境が経済を牽引する社会システムの実現。
(静脈産業、環境ビジネス)
- ・グローバル化に伴う戦略的対応

- ・EPRの議論の深化
 - 責任の範囲、どこまでが責任か
- ・環境配慮設計の更なる推進
- ・適正処理困難物対策
- ・有害物質の適正処理と国際的動向
- ・資源戦略としての3R
- ・各主体の役割分担と連携、協働~共創
- ・安全、安心の確保
 - 適正処理、環境保全を通じ。

- 各分野間での連携

低酸素社会、循環型社会、自然共生社会の
各分野間の相互関係と連携が必要。

循環型社会における地域循環圏は、各分野
の相互連携が不可欠。

- 市民啓発、環境教育の充実

地域コミュニティ、NPO等の活用

やらされ間から達成感へ

自治体の役割・責任が大きい

- ライフスタイルの見直し

環境に優しいライフスタイル

第2回

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との 意見交換会

資料

財団法人 地球環境戦略研究機関

第4次環境基本計画策定に向けて

2011年9月14日

財団法人 地球環境戦略研究機関

Institute for Global Environmental Strategies (IGES)

理事長 浜中 裕徳



アウトライン

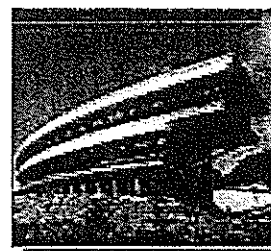
1. IGESの最近の活動と実績*

2. 第4次環境基本計画に向けて

(1) 原子力災害からの復興に向けた研究体制の構築を図るべき

(2) エネルギー制約を克服し低炭素化の取り組みを加速すべき*

(3) Rio20+に向けてレジリエンスに焦点をあて、グリーン経済を推進すべき*



注. * 印の各事項については、参考資料参照

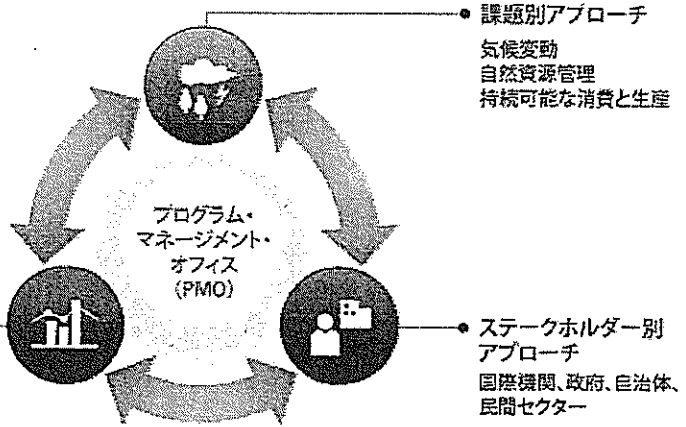


活動方針

実践的な成果を目指した戦略研究

アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた重要な課題に戦略的かつ機動的に対応した研究を行うため、課題、分析手法、ステークホルダーの3つの切り口から多面的に取り組む。

分析手法別
アプローチ
経済と環境
ガバナンスと能力



政策形成への反映—政策形成への実効あるインパクト

国際的、地域的な政策イニシアティブやネットワーク活動に実質的に関与し、研究成果に基づく情報提供や政策提言を通じて政策形成に貢献する。

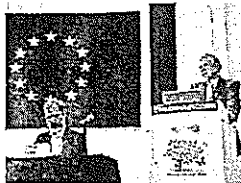
また、国連気候変動会議などの主要国際会議に参加し、政策提言を行うとともに、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP)を毎年開催し、最新の研究成果を共有し、新たな政策提言に向けて関係者間の議論を促進する。

IGESの活動による貢献実績例

国際レベルの活動の貢献実績

低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-R Net)

- 2008年5月、日本提案により設立合意(G8環境大臣会合)。2009年4月に正式発足。IGESは事務局機能を担う。
- 伊、独、仏、英、日、インド、韓国の合計7カ国16機関が登録。米と交渉中。
- 本年7月会合で、各国の参加者が低炭素型発展に向けた「アジアリーグ」(意見交換プラットフォーム)の設置に賛同、2011年7月世銀会合で知識ネットワークの一つとして発表。
- なお、IGESは、将来の枠組み構築や低炭素型発展に向けインド・中国などアジア途上国との政策対話を2004年より継続して実施、貴重な知見を蓄積。

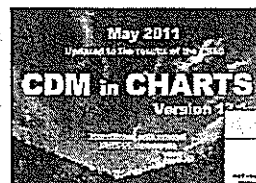


COP16サイドイベントでのLCS-RNet発表

国際レベルの活動の貢献実績

クリーン開発メカニズム(CDM)のデータベース提供

- 登録されたCDM事業に関する最新情報を体系的に整理したデータベースを提供。年間ダウンロードは60,000件(2010年度)。CDMに関する研究に引用されるなど、信頼すべきデータベースとして、世界的に評価が定着。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)事務局と覚書を締結。事務局はデータの優先的提供を約束。



| Country | CDM Projects | CDM Units | CDM Units (tCO2e) | CDM Units (tCO2e) |
|--------------|--------------|------------------|-------------------|-------------------|
| China | 1,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| India | 500 | 500,000 | 500,000 | 500,000 |
| Japan | 100 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| South Africa | 100 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| Ukraine | 100 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| Other | 100 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| Total | 1,900 | 1,900,000 | 1,900,000 | 1,900,000 |

1 IGESの最近の活動と実績

アジア太平洋レベルの活動の貢献実績

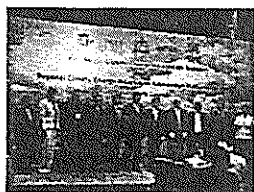
アジア太平洋地域適応ネットワーク (APAN)創設への貢献

- 2009年10月設立。アジア太平洋諸国の気候変動に対する適応能力を強化し、知識と技術の集約・共有を目指す。IGESは、国連環境計画及びアジア開発銀行と協力し、設立に貢献。
- 適応ネットワークはIGESバンコク地域センターとアジア工科大学／国連環境計画アジア太平洋地域資源センター (AIT-UNEP RRC.AP)が共同で運営。



設立総会で挨拶する
タイ王国のアピシット首相

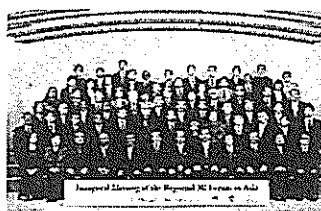
「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク」
設立会合の様子



アジア太平洋レベルの活動の貢献実績

アジアにおける3R推進への貢献

- IGESポリシーブリーフ「国際リサイクル特区とアジア域内ネットワークの構築」(2005年6月)やアジア開発銀行との共同報告書(2008年3月)で、アジア地域大での国際資源循環構築のための政策を提案、アジア3R会議などで議論され、アジア開発銀行や他の国連機関と連携し、3Rの国際的展開に貢献。
- 2009年11月、アジア3R推進フォーラム発足、IGESも企画・立ち上げに貢献。
- UNEP等と協働し、フィリピンやベトナムなど6ヶ国で3R国家戦略の策定も支援。



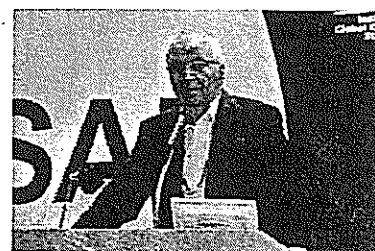
アジア3R推進フォーラム設立総会(@環境省)

5

1 IGESの最近の活動と実績

持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP)の開催

- ◆アジア太平洋における重要な環境上の課題について、国際的に活躍する専門家、企業、政府、国際機関、NGO等が議論する場として開催。
- ◆ISAP2011は、国連大学高等研究所及び国連アジア太平洋経済社会委員会、国連環境計画アジア太平洋地域事務所、アジア開発銀行等と協力して開催。
 - ▶ 1日目:東日本大震災に焦点をあて、気候変動や自然災害の側面から、政治、社会システムの回復力や今後の見通しについて議論
← なお、IGESは震災復興への提言に向け、主に「エネルギー安全保障と気候変動の緩和」及び「気候変動への対応力と適応」に焦点を当て、低炭素で気候変動の影響に対応可能な復興のシナリオの提示を目指した全所的研究プロジェクトを実施中。
 - ▶ 2日目: Rio+20の主要なトピックとなる、「持続可能な開発のためのガバナンス」と「グリーン経済」について議論



クラウス・テプファー
ドイツ・持続性高等研究所所長基調講演



メイン会場におけるセミナーの様子

- 2009年6月 葉山 参加者約500名
- 2010年7月 横浜 参加者約800名
- 2011年7月 横浜 参加者約850名

4

6

2(1)原子力災害からの復興に向けた研究体制の構築を図るべき

復興提言で示されている研究体制のあり方

| | |
|---|--|
| <p>政府復興対策本部基本方針(7月29日)</p> <p>6 原子力災害からの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の教習を結集する開かれた研究拠点を形成。 ◆再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備を促進。 <p>このほか、復興の過程で得た知見や教訓に関する研究の重要性、各機関の調査研究の有機的連携による総合性の確保等を指摘。</p> | <p>福島県復興ビジョン(8月11日)</p> <p>2(5)再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆再生可能エネルギーや関連部門の世界レベルの研究拠点の整備 <p>3(1)原子力災害の克服</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆原子力災害の影響についての研究や放射線に関する情報発信などを行う拠点を整備 ◆環境を浄化するため、国内外の英知を結集して調査研究や技術開発、実証実験を実施するとともに、より高度な研究や教育研修などを行う国際的な研究拠点を整備 |
|---|--|

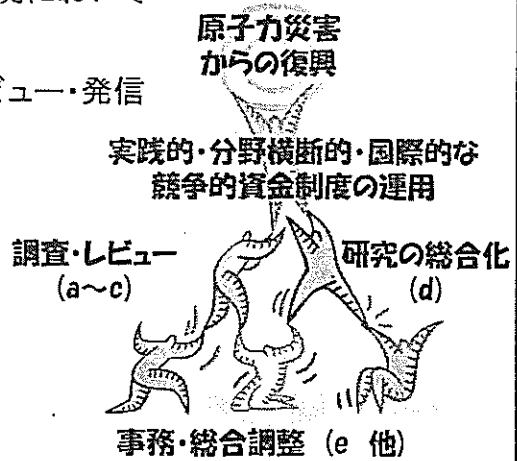
【必須条件】

- ◆実践的 (福島の実際の問題の解決に役に立つこと)、
- ◆分野横断的 (一つのセクターにおける部分最適を目指すのではなく、分野を横断した総合的な最適解を目指すこと)、かつ
- ◆国際的 (日本にはない知見や知恵も真に福島の問題の解決のために使うこと)

2(1)原子力災害からの復興に向けた研究体制の構築を図るべき

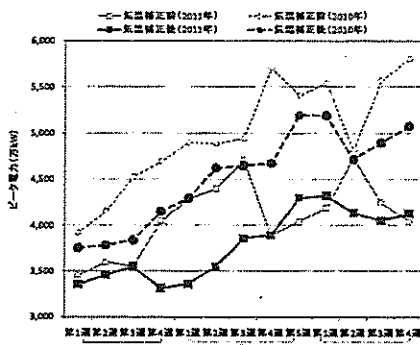
要請に応えるための方向性

- ① 原子力災害に対応し、(独)国立環境研究所において所要の実践的研究開発を推進するほか、競争的資金を整備し、各機関による実践的研究開発を推進する必要。
- ② この競争的資金制度においては、諸外国にも開かれた形で公募し、福島の実際の問題の解決に役立つ国際共同研究や世界的視野で優れた提案に基づく研究開発を実施する必要。将来的には諸外国からの拠出も募る運営とすることが望ましい。
参考例: APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク→p.16)
- ③ この資金制度を効果的に運用するため、運用機関において以下を(特に a~c は先行して)実施する必要。
 - a. 現場におけるニーズ及び関連情報の把握・レビュー・発信
 - b. 国内外における研究開発・事例等の収集・レビュー・発信
 - c. 前記を踏まえた研究開発に関するニーズの発信
 - d. 各種研究開発の総合化及び政策提言
 - e. 関連する国際会議、教育・研修の調整



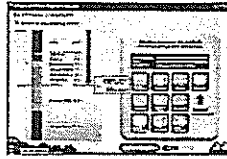
2(2) エネルギー制約を克服し低炭素化の取り組みを加速すべき

合理的な節電行動の促進



(9/9中環審地球部会資料)

- 東京電力管内では16%程度ピーク電力が低減。
- 省エネ製品導入拡大や省エネ投資の促進のほか、「がまんの節電」ではない節電行動の定着を図ることが重要。
- 家庭では「うちエコ診断」など、見える化を通じた削減動促進が有効(約1トン/年・世帯)。

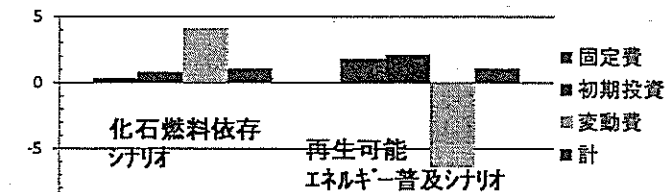


開発されたうちエコ診断ソフト

再生可能エネルギーの普及は経済合理的

化石燃料費の高騰、温暖化対策、経済活性化効果、雇用創出効果などを考慮すると、再生可能エネルギーの普及を目指すシナリオが経済合理的(IGESにおいて各シナリオ間でエネルギー需要が変わらなると仮定し、TIMESモデルにより2050年までの発電コストを試算した結果。下図)。

中国、ドイツ、米国等諸外国は投資に積極的。



福島原発事故以前のエネルギー需給見通しを維持するレファレンスシナリオと比較した場合の各シナリオの発電コストの変化率(%)

次期気候変動国際枠組みについて

2013年以降の枠組み作りに関しては、早期の合意を目指して各国が妥協点を模索している。日本も、具体的かつ受容可能な枠組み案を提示して、積極的に議論に参加していくべき。

9

2(3) Rio20+に向けてレジリエンスに焦点を当て、グリーン経済を推進すべき

Rio+20

2012.6.4~6 (ブラジルで開催予定)

議題

- ◆持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済
- ◆持続可能な開発のための制度的枠組み



- 第3回準備委員会(2012.5.9~11) @ブラジル
- 第3回非公式調整会合(2012.3.5~7) @NY
- 第2回非公式調整会合(2011.11.14~15) @NY
- 第2回準備委員会(2011.3.7~8) @NY
- 第1回非公式調整会合(2011.1.10~11) @NY
- 第1回準備委員会(2011.5.16~18) @NY

※一部非公式情報も含む

Rio20+に向けたIGESメッセージ(暫定)

- ・持続可能な開発の実現のため、経済、社会、環境の3分野に統合的に取り組む必要。
- ・経済開発においては、環境及び社会に対するリスクを十分に考慮することが必要。東日本大震災、及び福島第一原子力発電所事故による経済、社会及び環境上の甚大な被害はこれらを過小評価した結果。
- ・国際協力においては、各国の関心・優先課題の相違を乗り越える努力が必要。
- ・日本を含む各国は、レジリエンスの概念を共通課題として協働することが必要。

Rio20+に向けたIGESメッセージ(暫定、続き)

| | |
|--|--|
| <p>レジリエンス</p> <p>持続可能な開発の3分野にまたがる重要なコンセプト。 各国は持続可能な開発実現のためにこの概念について再認識する必要。</p> <p>● 貧困削減とポストMDGs ● 地域社会の経験に基づく弱者優先型アプローチ</p> | |
| <p>グリーン経済への移行</p> <p>持続可能な開発を実現する上での重要な手段。 環境・社会的コストの経済システムへの反映が必要。 持続可能な消費と生産の追求。</p> | <p>● 安全・安定・低炭素エネルギーの段階的導入による適切なエネルギー・ミックスの実現 ✓供給サイド及び需要サイド両面における取組み</p> <p>● 資源生産性の向上とデカップリング(経済発展と資源利用) ✓グリーン雇用の創出と貧困削減、グリーン税制・ラベリング、GDP代替指標の開発など ✓国際協力の必要性(新たな貿易障壁の回避、公害輸出の防止、グリーン技術移転の推進)</p> |
| <p>制度的枠組みの整備・強化</p> <p>持続可能な開発を実現する上での必要条件。 国連改革と同時に、多様な関係者の参画と協働を実現することが必須。</p> | <p>● 多層的かつ多様な関係者の協働によるガバナンスの重要性 ✓中央政府と地方自治体の役割分担と連携、多様な利害関係者の参画、垂直方向及び水平方向における協力</p> <p>● 持続可能な開発のためのアンブレラ機関の必要性 ✓「ECOSOC格上げ」、「CSD改革」、「新規SD委員会の設立」など</p> <p>● UNEPの強化(2段階改革) ✓短期目標: 普遍加盟方式の導入、中期目標: 専門機関化(WEO/UNEO)</p> |

(資料1) IGESの最近の活動と実績

イシュー(研究テーマ)別クラスター (1/2)

| | |
|---|---|
| <p>気候変動グループ</p> <p>アジア各国の基本的な開発ニーズを把握しつつ、低炭素かつ持続可能な発展を推進する方策を検討し、提言。</p> <p>① アジアにおける持続可能な低炭素型発展 国内政治制度や伝統的な価値観が果たす役割の分析、低炭素型技術及びシステムへの“かえる跳び”を促すメカニズムの研究。</p> <p>② 2013年以降の気候変動枠組み アジアの視点から政策研究を進めるとともに、COP16日本政府代表団に参画。</p> <p>③ MRV(測定・報告・検証)制度の構築 MRVについての各国の交渉ポジションを理解し、どのように実施可能となるのかを研究。</p> <p>④ アジアにおけるコベネフィット・アプローチ 温室効果ガスの排出削減政策の実施によって同時にもたらされる開発上のコベネフィットを最大化する政策策定に向けた研究を実施。</p> | <p>市場メカニズムサブグループ</p> <p>アジア各国における温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、新たな市場メカニズムの制度設計及び既存の市場メカニズムの制度改善を提案し、それらの実施を促進。</p> <p>① アジアにおけるCDMの能力構築 アジア7カ国(中国、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ラオス)を対象に各国のニーズに応じた研修等、CDMの円滑な実施に向けた支援を展開。 CDM制度改革に向けた研究を進め、改革提案レポートを発表。</p> <p>② 京都メカニズムの普及促進 CDMに関する出版物やデータベースを拡充。</p> <p>③ 排出量取引に関する研究 排出量取引セミナーの開催、炭素市場に関する日本・韓国政策対話の実施。</p> |
|---|---|

(資料1) IGESの最近の活動と実績

イシュー(研究テーマ)別クラスター (2/2)

自然資源管理グループ

アジア太平洋地域の自然資源について環境価値を高め、保全と持続可能な利用を推進するための政策研究及び能力開発を実施。

①森林減少・劣化等に伴う温室効果ガス排出削減(REDD)プラス

各国のREDDプラス準備活動の進捗状況や課題をまとめ、森林管理、森林減少・劣化要因に関する各国の比較分析等を実施。



②林産物取引に関する研究

各国税関の協力を得て、違法伐採された木材の貿易を阻止する取り組みに焦点を当てる。

③気候変動への適応

適応メトリクスやガバナンス、適応策を国家・地域政策に反映させる取り組み、自然災害への対応力等について研究。

④淡水資源管理

アジア太平洋水フォーラム「水知識ハブ」の地下水担当ハブ機関として地下水ガバナンスに関する政策研究を実施。

⑤生物多様性

持続可能な生物多様性保全を推進する革新的な経済制度の策定に関する研究を実施。

持続可能な消費と生産グループ

持続可能な消費と生産パターンの発展を目指し、製品ライフサイクル全体から見た社会での資源利用及びそれに伴う環境影響を改善するための政策に焦点を当てた研究活動を実施。

①アジアにおける持続可能な消費と生産

持続可能な消費パターン及びライフスタイルへの変化を促す政策を推進するための効果的なアプローチについて研究し、国際的議論の場で提言。



②持続可能な資源循環のためのガバナンス

アジアにおける3Rを促す能力開発ニーズを分析するとともに、中古品と再生資源の貿易を含めた資源循環に関する政策を評価。

③複合的な便益をもたらす持続可能な廃棄物管理

環境の改善と開発に複合的な便益をもたらす持続可能な廃棄物管理に向けた実現可能な政策オプションについて研究。

④持続可能な製品と物質循環のための化学物質管理

製品中に使用される化学物質管理の改善に向けて、ライフサイクルの観点から研究。

13

(資料1) IGESの最近の活動と実績

分析手法別クラスター

経済と環境グループ

持続可能な開発に向けた政策の影響を経済面・環境面・社会面から定量的に評価するための経済分析ツールを開発し、貿易と環境、グリーン成長といった新たな課題に対応した政策研究を実施。

①持続可能な開発のための統合的政策評価

経済モデルに基づき、持続可能な開発政策に関する統合的な評価を実施し、OECD環境アウトルックへのインプット等を実施。

②貿易に伴う排出量の推計を主要課題とした“環境と貿易”

国内排出量に参入されない貿易に伴う温室効果ガス排出量を多地域産業連関モデルにより分析し、低炭素政策を提言。

③“グリーン成長”

グリーン成長政策、例えば再生可能エネルギーの多様な便益に着目し、地域協力の強化を通じたコスト競争力のある供給やグリーン雇用の創出について定量的評価に基づき考察。

ガバナンスと能力グループ

アジア太平洋地域のガバナンスと能力の向上を目指し、問題分析及び政策提言を地方・地域・国家・国際レベルで実施。

①アジア太平洋地域のガバナンスと環境協力

日中韓三カ国環境大臣会合、東アジア首脳会議環境大臣会合等の政策プロセス等を支援。

②ローカルガバナンス

都市間連携や地域での取り組みの事例研究を進め、連携・取り組みに向け政策を提案。

③越境大気汚染

国際協力を促す政策提言等を実施。

④持続可能なバイオ燃料利用に関する政策研究

エネルギー安全保障や環境保全、貧困削減に資するバイオ燃料利用に関する政策研究。

⑤持続可能な消費のための能力開発と教育

持続可能なライフスタイルを確立するために、政府関与を促す戦略的政策提言を実施。

⑥参加型教育ガバナンス

参加型環境ガバナンスの課題を研究。

14

(資料1) IGESの最近の活動と実績

ステークホルダー別クラスター

関西研究センター

ビジネスと環境に焦点をあて、環境対策や省エネ対策を促進する企業等の行動に焦点を当てた研究を実施。

インドのエネルギー資源研究所(TERI)及び京都大学と共同で、日本の複数の民間企業が有する低炭素技術のインドにおける適用を促進するための国際共同研究(JST及びJICAによるODAプログラム)を実施。

2011年度は、温室効果ガス削減パイロット事業を共同実施。



北九州アーバンセンター

自治体の役割に焦点をあて、持続可能な都市の実現に向けた取り組みを国際的に促進するための研究を実施。

東アジア首脳会議環境大臣会合の下、60都市以上が参加する「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の事務局を担当。

ごみ削減を目的に、家庭用コンポスト普及促進活動を推進。普及拡大のためのJICAによる技術協力プロジェクトに発展。



バンコク地域センター

2011年6月に設置。

国際機関と連携し、ネットワーク等の運営支援業務を行うとともに、国際機関との研究協力活動の調整業務を実施。

前記APAN(p.5)の支援のほか、アジア太平洋地域における持続可能な開発計画立案ネットワークの運営、アジア環境法遵守執行ネットワークの支援等を実施。



北京事務所

日中環境協力の架け橋・プラットフォームとして、環境分野における二国間協力を推進。

都市大気質管理能力向上研修プロジェクト、水環境管理を強化するための日中共同研究、日中CDM協力プロジェクト等数多くの環境協力事業を実施してきた成果が、両国の環境大臣により高く評価され、日中環境大臣会談(2009年6月、北京)において、環境協力のプラットフォームとして指定。両国大臣が覚書に署名。



(資料1) IGESの最近の活動と実績

政府間プログラムとネットワークの支援

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)-インベントリータスクフォース(TFI)-技術支援ユニット(TSU)

IPCCが実施するTFIの活動をサポートする技術支援ユニット。

温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドラインを策定・発行・普及促進するなど、TFIの実質的な運営を担当。

1999年にIGES内に設置。
ノーベル賞授賞式招待。



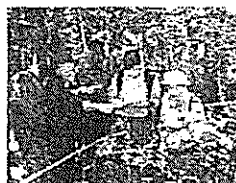
アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地域における地球変動研究を推進するとともに、同研究への途上国からの参加を促進し、学界と政策決定者との相互作用を強化することを目的とする政府間ネットワーク(加盟国21か国)。事業の運営基盤を強化するため、2004年4月にAPN事務局をIGESに移管。



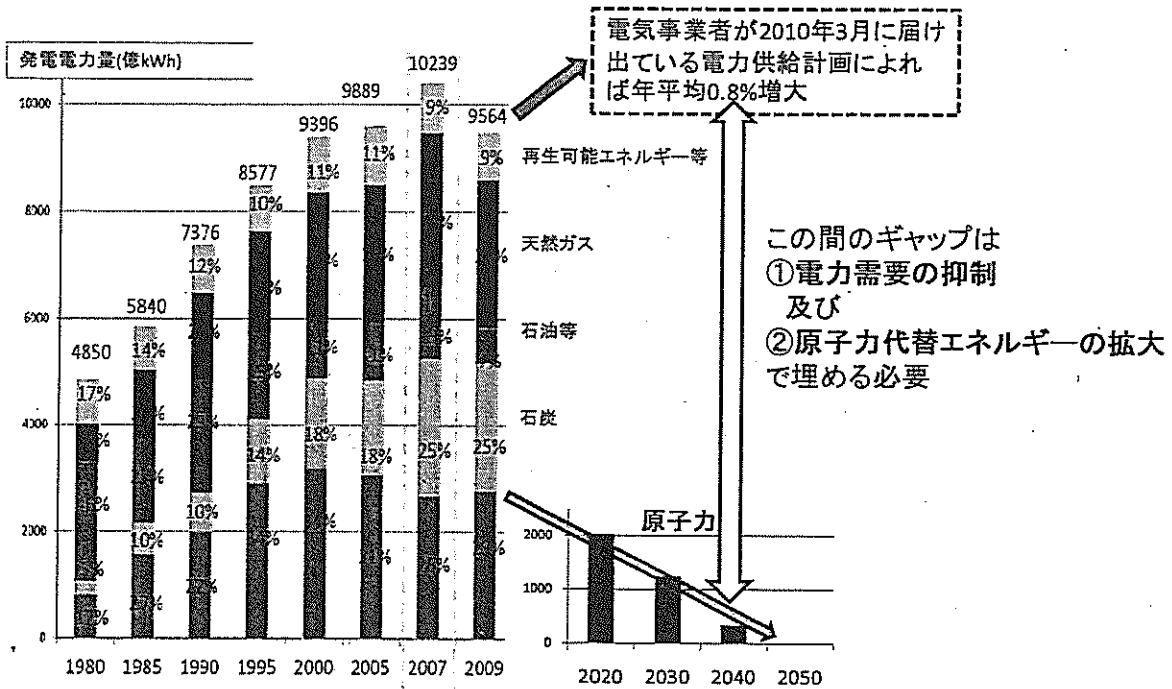
国際生態学センター(IGES-IISE)

主に植物生態学の立場より持続可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る環境の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を実施。また環境や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進。2007年4月にIGESに統合。



(資料2) エネルギー制約を克服し低炭素化の取り組みを加速すべき

原子力発電:「新設なし、既設は寿命が来たら廃炉」の電力需給上の意味



〔「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的整理 参考③-2を改。原子力発電について運転開始後40年での廃炉を仮定。〕

(資料3) Rio20+に向けてレジリエンスに焦点を当て、グリーン経済を推進すべき

Rio+20に向けたIGESの活動

環境省請負業務

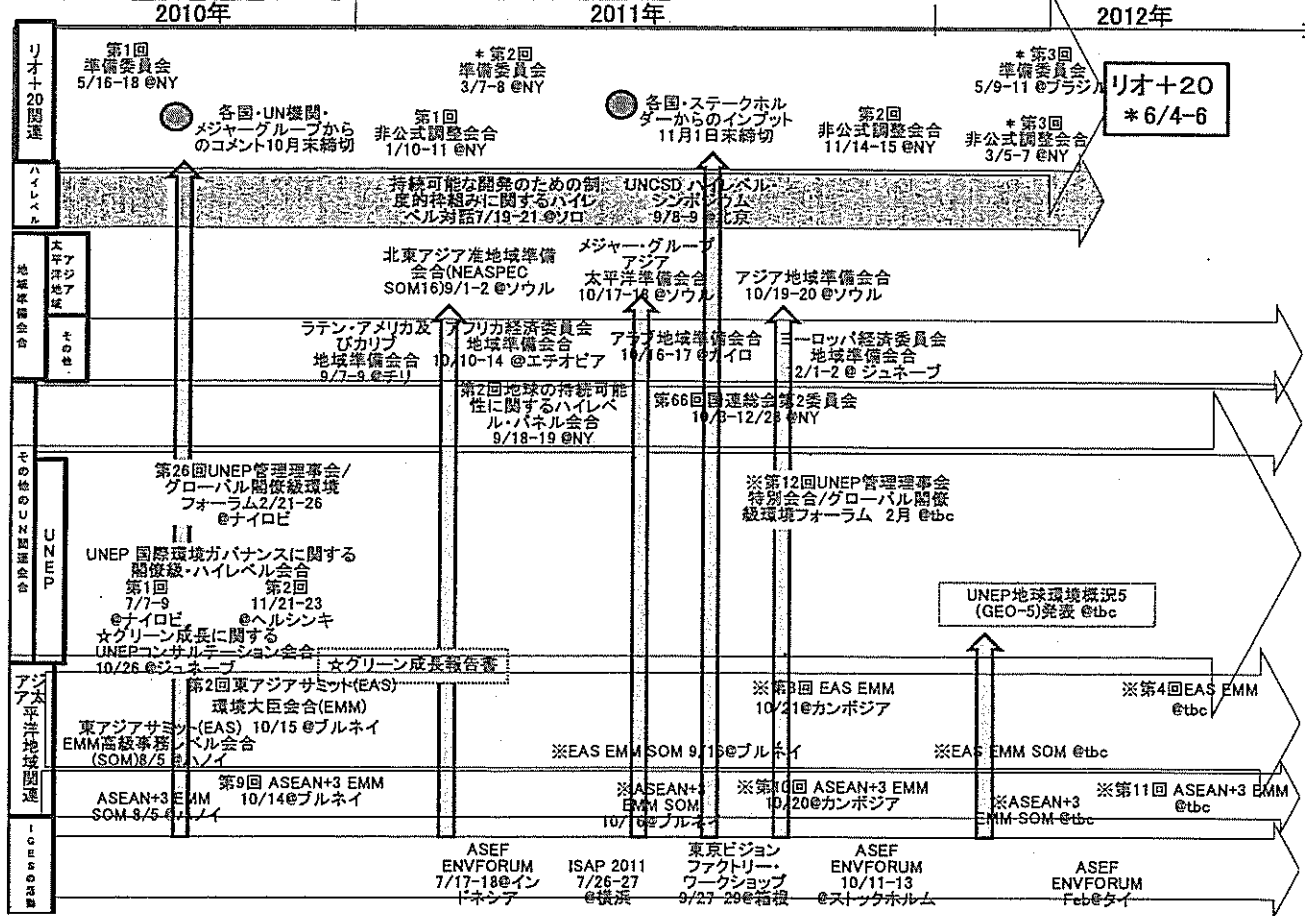
- H22年度アジア太平洋環境開発フォーラムに関する普及支援等及び国際動向基礎調査業務
 - 関連会合支援および2つの主要テーマ(「グリーン経済」及び「制度的枠組み」)に関する調査
 - 第1回UNCSD非公式調整会合支援【2011年1月】
 - 第2回UNCSD準備委員会会合支援【2011年3月】
- H23年度リオ+20国内準備委員会設置運營業務
 - Rio+20の2つの主要テーマ(「グリーン経済」及び「制度的枠組み」)に関する調査

IGES独自調査研究

- 第1回UNCSD準備委員会会合【2010年5月】
- 第1回非公式調整会合の統合報告書(Synthesis Report)へのインプットとしてUNCSD事務局より出された質問票への回答【2010年、10月(修正版を12月に再提出)】
- 第3回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2011)【2011年7月26-27日、横浜】
- 持続可能な開発のための制度的枠組みに関するハイレベル対話【2011年10月19-21日、ソコ】
- 第16回北東アジア地域環境プログラム高級事務レベル会合【2011年9月1-2日、ソウル】
- アジア太平洋地域環境政策対話(SEPD)【2011年10月17日、ソウル】
- アジア太平洋地域メジャー・グループ会合【2011年10月17-18日、ソウル】
- アジア太平洋地域準備会合【2011年10月19-20日、ソウル】
- 成果文書の基礎となる統合文書へのインプット提出【2011年11月1日】
- 第2回UNCSD非公式調整会合【2011年12月15-16日、ニューヨーク】
- 第3回UNCSD非公式調整会合【2012年3月5-7日、ニューヨーク】
- 第3回UNCSD準備委員会会合【2012年5月28-30日、リオ・デ・ジャネイロ】

【資料3】Rio20+に向けてレジリエンスに焦点を当て、グリーン経済を推進すべし

●: 各国・市民社会からのインプット * : 非公式情報
 ※: 過去の開催状況から開催が予想される会議・会合 ☆: 仮訳確認中



公益財団法人 日本自然保護協会

環境基本計画見直しにむけた意見・提言
～中央環境審議会総合政策部会における意見交換会～

公益財団法人 日本自然保護協会
保護プロジェクト部部长 大野正人

1) 震災を踏まえた「自然と共生する世界」「持続可能な社会」の実現にむけて

2010年、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)で、新戦略計画(愛知ターゲット)が決議された。この中で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを世界ビジョンと掲げ、その戦略目標の一つは、「社会において生物多様性の主流化によって、生物多様性の損失の根本原因に対処する」とした。しかし、東日本大震災後、被災地の復興復旧計画、新たなエネルギー政策をすすめるうえで、「生物多様性の主流化」の意識は薄れ影を潜めてしまったことへの危惧を感じる。震災から半年経過した今こそ、産業や土地利用、社会のあり方などを、日本の「自然の特性」や「自然観」から冷静に考え直し、地域の将来に「生物多様性」を組み込み直す機会である。(参照：会報自然保護 No. 523 特集「自然を壊さずにエネルギーをつくる」)

「持続可能な社会の構築」を掲げた「環境基本計画」からも、見直しの検討がはじまった「生物多様性国家戦略」からも様々なアプローチを洗い出し、具体化していくことが求められる。また、「自然との共生」には、「災害」の認識も追求しておく必要もある。すなわち、津波、氾濫などによる攪乱、回復にむけた変化も生態系のしくみであり、「そこに強度の人間活動が存在すれば災害がもたらされる」(鷲谷. 2011, 日本学術会議シンポ)という認識の上、いかに持続的に生態系サービスを楽しむ土地利用をバランスよく配置するかである。

2) 「上位の計画、政策段階の戦略的環境アセスメント (SEA)」 の制度を創設する

事業アセスであった環境影響評価法に、「位置規模を決める段階」の「配慮書」手続きが加わり、「日本版 SEA」へ、法改正がなされた。事業者の説明会や大臣意見の機会が増え、情報の電子縦覧化など公開性が高まることへ期待もあり、対象事業や手続きを「柔軟な運用」のもとに特定の事業など特例を設けることのないようにしたい。

具体的には、中央新幹線(リニア)計画などの先行事例が本質的な環境配慮になりうるのか、新たなアセス手続きが形骸化しないか、注目している。国立公園などの保護地域である山岳部を貫く鉄道路線が果たして、「持続可能な社会」にふさわしいものなのか、事業者指名前の国の検討段階で十分に検証されたのか疑問が残る。

このようなことから、上位計画や政策の検討段階を対象とした本来の SEA が不可欠であり、環境保全上効果的にアセス手続きを発揮させるには、環境基本法の規程も含めて議論し、国民の関与のもと社会性、経済性も含めた検討・判断が可能な制度を創設すべきである。

3) 様々な環境制度への市民の関与を促進していく

生物多様性基本法をはじめ、この間、環境関係の制度の成立・改正し、様々な計画が策定されたことは、NGO からも望まれてきた結果でもある。それぞれ市民が検討の場に関与する機会も増えている。一方で、計画の見直しが形式的に文章の書換え作業にとどまり(例、自治体の環境基本計画など)、形骸化している状況が見受けられる。地域の現場で活動する市民活動のモチベーションをあげるプロセスの工夫や様々な計画制度の統合や効率化、予算・資金や人材を確保などによって、主体となる市民活動の醸成につなげていかなければならない。

以上

参考：ポジションペーパー「生物多様性条約新戦略計画に向けて」（2010.10.6 発表）から抜粋

■日本政府への8の意見・提言

①『種の保存法を実効性ある制度に見直す』

日本政府は、「絶滅危惧種の絶滅の防止」（目標 12）を率先して達成するために、「種の保存法」を、実効性のある制度に大幅に改正すべきである。具体的には、レッドリストを法律上に位置づけ、すべての絶滅危惧種を回復させることを目標とした法律とし、種ごとに実効性のある保護回復計画を策定・実行し、絶滅の危険性に応じて予算配分していく必要がある。計画実施にあたっては、行政・市民・NGOと協働で進めることや、具体的な目標値や行程が明記されること、定期的に回復計画を見直すことが担保されるよう、体系的に改正すべきである。

②『生物多様性地域戦略計画を開発の上位計画に位置づけ、戦略的環境影響評価制度を導入する』

COP10 を期に、各地方自治体が生物多様性地域戦略計画を策定・着手しはじめたことは評価する。「国と地方の開発の戦略・計画プロセスに生物多様性を組み込ませる」（目標 2）とあるように、開発計画や河川・海岸等の公物管理計画、漁業等の資源管理計画を含むあらゆる国土管理計画の上位に生物多様性国家戦略や地域戦略計画を位置づけ、戦略的環境影響評価制度の導入と合わせて、地域の保全管理と持続可能な土地利用が導かれるよう計画制度を体系づけるべきである。

③『川の生物多様性を損失してきたダム・堰事業を見直す』

ダム・堰は、川の連続性を断絶し本来もつ川の機能を損ない、流域から海域にわたり生物多様性を損失させ、生態系サービスを低下させてきた。政府は、この反省に立ち、陸水域や汽水域の生物多様性の損失を止めるため、工法や環境配慮にとどまらずに、「治水のあり方」をはじめとする河川管理の根本を見直し、「森・川・海」の連続性を確保した国土管理のあり方を省庁の縦割りを越えて実現すべきである。

④『溪流環境の修復のために治山（砂防）ダム撤去・改修を推進する』

全国に多数設置された治山（砂防）ダムは、災害防止に貢献する一方で、溪流の連続性を断絶し、溪流本来のダイナミズムを阻害するなど、生物多様性に悪影響を及ぼしてきた。これらのダムの寿命は 50～100 年程度であるため、今後多くのダムの改修が必要となる。森林の回復によって、ダム設置当時よりも災害の危険性が低下した場合もあるため、災害の危険性および災害防止の必要性を改めて検討し、ダムの撤去、スリット化も含めた改修を進めるべきである。政府は、科学的な検証のもと、溪流環境の修復を目指したダム改修の指針をつくるべきである。

⑤『海の生物多様性を損なう沿岸域の埋め立てをやめる』

日本政府は、生物多様性の脅威となってきた海岸線・沿岸海域の開発の失敗を再検証し COP10 開催国としてふさわしくない沿岸域の破壊行為をやめることを決断し、沿岸保全管理や保護地域化などを検討すること。特に、沖縄のサンゴ礁域（泡瀬干潟や辺野古・大浦湾など）や閉鎖性海域（諫早湾や瀬戸内海・上関など）は緊急の現場課題である。

⑥『科学的なモニタリングにもとづく環境管理と地域づくりを進める』

NACS-J が土地所有者（国有林）、行政、地域と進める群馬県の「AKAYA プロジェクト」や宮崎県の「綾の照葉樹林プロジェクト」は、科学的なモニタリングにもとづく生物多様性の保全と持続的な地域づくりを目指している。政府はこのような先駆的な地域環境管理の事例を手本として、あらゆる主体が、生物多様性の保全・復元に資する役割を担い、生物多様性を活用する社会を実現するための枠組みを形成していく必要がある。

⑦『魚の放流やサンゴ移植など資源回復行為の遺伝的攪乱について十分考慮する』

現在各地で天然食料資源や観光資源の回復を目的とした稚魚の放流やサンゴ等の生物の移植が行われているが、それらの資源が生物多様性そのものであるという認識が薄い。資源回復事業にあたっては、その種の生態系の中での役割や他種との種間相互作用があることを認識し、その種の

生活史全体の健全性を保障・回復していくこと重視し、進化の過程で形成された遺伝的な固有性や構造を損なわず、将来的に生態系への影響が出ることをないよう配慮する必要がある。実施にあたっては科学的な評価検証や予防原則にもとづく対策を講じることが重要である。

⑧『義務教育の中に生物多様性保全を盛り込む』

生物多様性保全の考え方なくして、人類の幸福な未来はない。目標1を実現するためには、読み書き手習いと同様に、生物多様性への理解のために体験を含む基礎からのカリキュラムを、すべての国民が享受できるよう、具体的に義務教育に盛り込んでいく必要がある。目標17、19の実現につなげるためにも、あらゆる社会活動の基礎に生物多様性保全の考え方を常識としていかねばならない。

■NACS-Jの行動計画

新戦略計画によって、社会全体が「自然と共生する世界」に向け、様々な政策・取り組みを「ステップチェンジ」していかねばならない。そのために、NACS-Jは、会員（2万1千人）や支持者を増やし、地域の自然環境保全を担う市民や専門家とともに地域の暮らしに根ざした生物多様性の保全を加速していく。

<開発事業などにより危機に瀕した場の保護>

・日本においては、海岸の埋め立てやダム、発電施設の建設等の、生物多様性を劣化させる開発事業が未だに政府主導で行われている。開発事業や環境影響評価制度の運用の監視、法制度への提言を通じた、生物多様性の損失要因を確実に除去するための行動を進める。

<多様な主体による生物多様性保全と持続的利用のモデル構築>

・地域住民、行政機関と協働で進める「AKAYAプロジェクト」、「綾の照葉樹林プロジェクト」等、地域生態系管理にもとづく持続可能な地域づくりの先駆的事例を進め、保全管理のシステムを構築する。

<市民・科学者のネットワークによる地域生態系モニタリングと保全>

・世界自然遺産地域をはじめとした自然保護区や地域において重要な身近な自然、あるいは里やま、干潟、海岸といった国土全体の生物多様性について、各地域の市民を主体としてそのモニタリング・評価・保全活動が進められるよう、活動を展開していく。
・科学的情報の活用にあたっては政府と市民・研究者のインターフェイスとしての役割を果たす。
・助成事業を通じ、全国各地における市民・研究者による調査・教育活動などを推し進めると同時に、両者の交流を図る。

<生物多様性保全の担い手育成と教育普及活動>

・市民ボランティアであるNACS-J自然観察指導員を全国各地で養成し、活動のフォローアップやサポートを行うことで、地域の社会における生物多様性保全のリーダー（担い手）を育成し、地域ごとの生物多様性の価値を社会に浸透させる。
・行政、企業ほか、広く一般に向けて、生物多様性の保全を支えるライフスタイルへの転換を促し、生物多様性の正しい理解のもと、生物多様性の保全に向けて行動することができるよう、普及教育を行う。

<生物多様性と市民の接点をつくりだす参加型プロジェクトの推進>

・多くの市民が、自分たちの地域の自然やそこからもたらされる生態系サービスの価値に気づき、関心を持つために、①地域の生物多様性および生態系サービスのモニタリング活動、②生物多様性の守り手の育成、スキルアップ、③地域の生物多様性を実感するプログラム（観察会、調査、セミナー、スタディツアー、媒体）の開発
・普及、④市民活動と企業、自治体の協働、マッチングの促進、を実施する。

主婦連合会

2011年9月14日

環境保全に関する取り組みを踏まえた第4次環境基本計画に対する意見

主婦連合会 副会長（環境部部長）

有田 芳子

〒102-0085 東京都千代田区

六番町 15 プラザエフ

Tel:03-3265-8121

Fax:03-3221-7864

1. 環境保全に関する主婦連合会の取り組み

今年、3月11日の東日本大震災によって発生した、東京電力福島第一原子力発電所の爆発と炉心溶融事故は、「原発は絶対に安全である」、「クリーン」、「環境にやさしいエネルギー」であるとするこれまでの説明を根底から覆がえした。

第3次環境基本計画で、安全性の確保を前提として着実に進めるとされた原子力発電だが、自然の力に及ばず安全の限界を認識することとなった。

高濃度の放射線物質による大気や水などへの汚染が、乳幼児、子ども、妊産婦などの健康影響への不安を引き起こし、農畜水産物の汚染で生産者へ経営被害を与え、持続可能な生産を妨げるという事態を引き起こした。

以上のことから、運動方針に東日本大震災、福島原発事故の対応、これからのエネルギー政策を加え、「あらゆる生活の場で、安心・安全な暮らしをめざします」を取組方針としている。

〈東日本大震災による環境問題に関する取組〉

- ・福島原子力発電所の環境影響の情報収集、原子力に関する学習
- ・エネルギー政策への問題提起

〈大気環境、化学物質に関する取組〉

- ・NO₂測定活動
- ・玩具、子ども用パーソナルケア用品の化学物質、成分表示等調査研究、情報発信
- ・アジア、EUの消費者団体と化学物質に関する情報交流
- ・フロン回収の実態、エアコン省エネ偽装表示にかかわるネットワーク運動

〈容器包装リサイクル法、ごみ削減に対する取組〉

- ・リユースの推進

〈自然環境、生物多様性に関する取組〉

- ・緑地の保全

2. 取り組みを踏まえた第4次環境基本計画に対する意見

〈東日本大震災による環境問題〉

環境の保全に関する施策とエネルギー政策は切り離せない、原子力発電について、3月11日以前は、安全性やメリットばかりが強調され、説明されてきた。今後は、今回の事故を教訓に様々なリスクも明確にし、計画的に既存の原子力発電所の廃炉を進め、自然エネルギーを柱とした再生可能エネルギー政策の大転換を早急に開始するなどの方針を記述することが必要。我が国の状況については、「今回の東京電力福島原子力発電所事故は、将来世代に負の遺産を残す事となった。」という状況ではないか。

○「原子力発電所事故により、環境中に大量の放射性物質が放出された。また、国や地方自治体から避難指示等が出されたことなどにより、多くの住民が避難する状況となっている。」→「原子力発電所事故により、環境中に大量の放射性物質が放出された。また、国や地方自治体から避難指示等が出され、原子力発電所近隣市町村の住民は、高濃度の放射線物質で大気、水、土壌を汚染された結果、自宅、農耕地を手放さざる負えない状況になっている。」

○「原子力発電所事故の影響により、稼働時の温室効果ガスの排出量が少ない原子力発電の割合の低下、再生可能エネルギーの導入促進や節電の取組等によって温室効果ガスの排出量が影響を受ける可能性がある。」→「稼働時の温室効果ガスの排出量が少ない原子力発電の割合の低下」の記述は必要性があるのか疑問。

〈化学物質に関する状況〉

○国際的に合意されたSAICMの胎児・子どもたち等、ハイリスクグループに対して保護するための特別の対策状況がみえてこない。

〈化学物質に関する課題〉

○リスクが生じた時点で正しい情報の開示が成されなかった為に、放射線物質による汚染の被害が拡大した福島原子力発電所事故と同様、化学物質によるリスクが生じた時点での正しい情報開示と、日ごろからの対策、システムの確立を行うことが必要である。

○改正化審法が動き始めたが、同時に化学物質の影響を受ける側の視点に立った対策、未解明な問題等への対策の視点がみえない。

○化学物質を管理する法律が、同じ物質でも用途で異なっていて、暴露状況の把握と効果的な管理の障害になっている。今後は化学物質の総合管理的な法律が必要である。

○将来に環境負荷の可能性のある技術は、環境アセスメントを義務づける必要がある。

〈他の状況、課題〉

独立行政法人 国際協力機構

環境管理分野（大気汚染、水質汚濁、廃棄物）における事業成果

1. 環境管理の主要課題

1. 人々の健康や生活環境に悪影響を及ぼす大気汚染や水質汚濁、廃棄物問題などの環境問題が、先進国と開発途上国とを問わず、世界各国で顕在化しています。JICAでは、開発途上国が自立発展的に環境問題に取り組むための能力（キャパシティ）の向上を最優先課題として支援を行ってきました。
2. 本分野におけるJICAの協力アプローチは以下の3つの重点に基づいて行っています。
 - (1) 適切な環境政策、環境計画作りのための支援
 - (2) 環境問題に対応する体制の強化のための支援
 - (3) 環境管理に対処するための技術の向上に向けた支援

2. 協力の実績

2005年度～2010年度までの6年間で以下の協力実績があります。

| 分野 | 大気汚染、水質汚濁対策 | 下水道整備 | 廃棄物管理 |
|---------------|--|---------|-------|
| 協力対象国 | 78カ国（大気のみ：49カ国、水質のみ：75カ国、複合＜大気・水＞：5カ国） | 57カ国 | 67カ国 |
| 協力金額 | 347億円（大気：263億円、水質：69億円、複合＜大気・水＞：15億円） | 5,171億円 | 342億円 |
| 実施件数 | | | |
| 技術協力プロジェクト | 55件（大気：19件、水質：31件、複合：5件） | 8件 | 40件 |
| 開発計画調査型技術協力 | 4件（水質：4件） | 6件 | 9件 |
| JOCV,SV | 139名（大気：54名、水質：85名） | 21名 | 167名 |
| 本邦研修参加人数 | 925名（大気：402名、水質：523名） | 290名 | 767名 |
| その他技術協力 *1 | 29件（大気：13件、水質：16件） | 33件 | 51件 |
| 無償資金協力 | 5件（大気：4件、水質：1件） | 3件 | 5件 |
| 有償資金協力 | 4件（大気：4件） | 44件 | 4件 |

3. 協力の成果

JICAは2005年度～2010年度の6年間で、以下のような成果を挙げてきました。

(1) 適切な環境政策、環境計画作りのための支援

政策立案、計画策定は環境管理行政を行う上での基本となります。JICAは技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力等の実施により、以下の国、都市に対する支援を行ってきました。

| 分野 | 大気汚染、水質汚濁対策 | 下水道整備 | 廃棄物管理 |
|----------|--|-----------|-----------|
| 法制度・基準整備 | 6カ国 大気：2カ国 水質：4カ国 | 3カ国 | 8カ国 |
| 政策・計画立案 | 14カ国、26都市 大気：7カ国、5都市 水質：7カ国、21都市 | 10カ国、16都市 | 35カ国、53都市 |

*2：Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）

<主な事例>（2005年度～2010年度以外のもも含む）

- ・ 閉鎖性水域（湖・湾）に対する水環境管理計画を立案し、水域保全に貢献：7カ国・7ヶ所（メキシコ、ケニア等）
- ・ 基準策定による環境管理目標の設定：9カ国（ベトナム、アルゼンチン等）
- ・ 「大洋州廃棄物地域戦略」の策定支援、及び同戦略を受け、パラオ、バヌアツ等9カ国に対する廃棄物管理国家戦略策定支援
- ・ その他、公害防止管理者制度の導入支援（中国）、エコラベル制度の導入支援（インドネシア）等、日本の経験を踏まえた制度整備支援

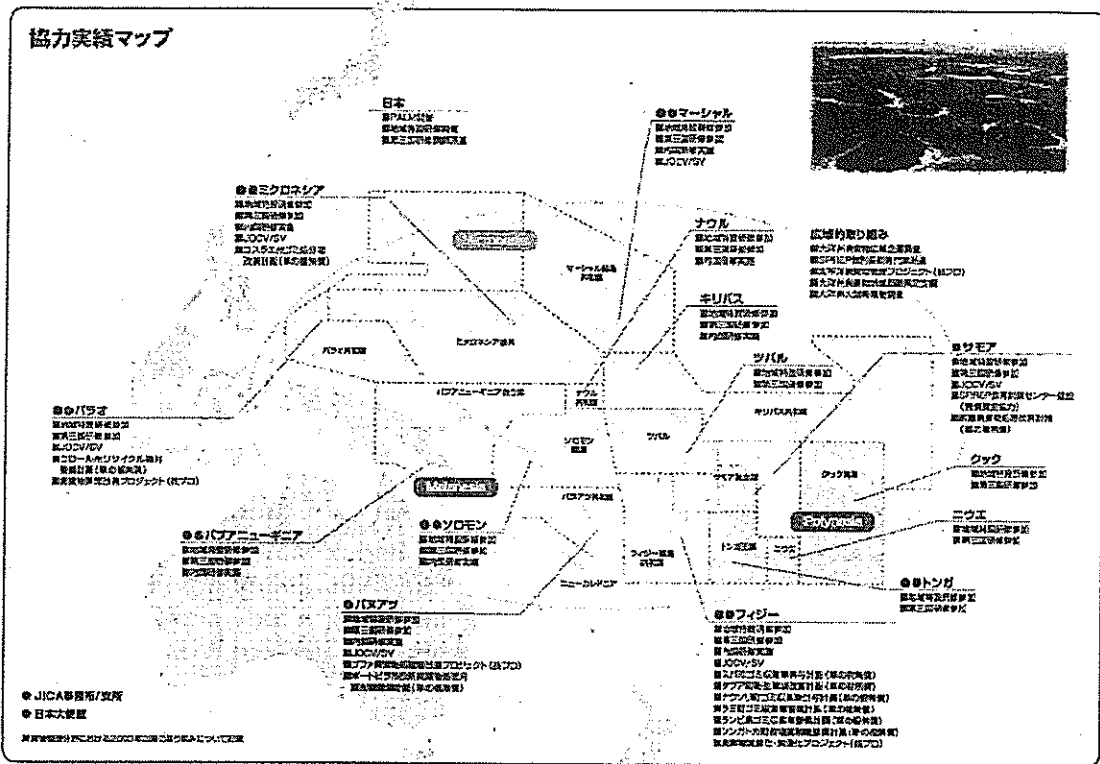
(2) 環境問題に対応する体制の強化のための支援

適切な環境管理の実現のためには、行政機関である、中央政府、地方自治体の能力向上が最優先課題となります。技術協力、資金協力の実施により、以下の国、都市の行政機関を中心とする体制強化支援を行っています。

| 分野 | 大気汚染、水質汚濁対策 | 下水道整備 | 廃棄物管理 |
|-------------|----------------------|-------|-------|
| 対象中央政府（対象国） | 17カ国（大気：9カ国、水質：8カ国） | 5カ国 | 22カ国 |
| 対象地方自治体 | 21都市（大気：1都市、水質：20都市） | 18都市 | 41都市 |

<主な事例>（2005年度～2010年度以外のもも含む）

- ・ 鉱山公害防止体制・能力強化による鉱業汚染の軽減：4カ国（チリ、ボリビア等）
- ・ 廃棄物管理に関する広域協力による大洋州14カ国に対する体制整備、地域レベルの情報・技術交流の促進



(3) 環境管理に対処するための技術の向上に向けた支援

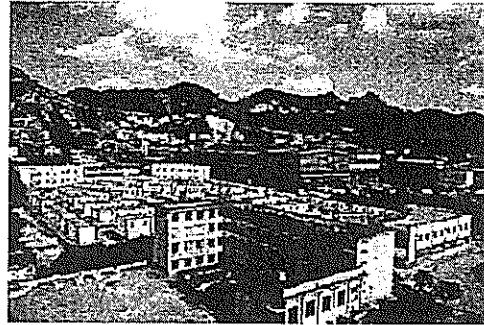
- 1) 大気汚染対策については 11 カ国、水質汚濁対策においては 19 カ国に対する、環境モニタリングの分析・モニタリング技術の向上を図りました。
- 2) 下水道分野については、資金協力による施設整備により、16 カ国に対する技術サービスの改善を行っています。
- 3) 廃棄物分野においては、3R（減量、再利用、リサイクル）の促進活動が展開され、循環型社会の定着を促進し（12 カ国）、日本の技術である準好気性埋立方式を利用した処分場の整備（12 カ国）を行いました。

<主な事例> (2005 年度～2010 年度以外のものも含む)

- ・ 環境センターの設立による技術者の育成、分析技術能力の向上による環境汚染状況の把握：6 カ国（インドネシア、タイ、中国、メキシコ、チリ、エジプト）

4. 具体的な協力事例

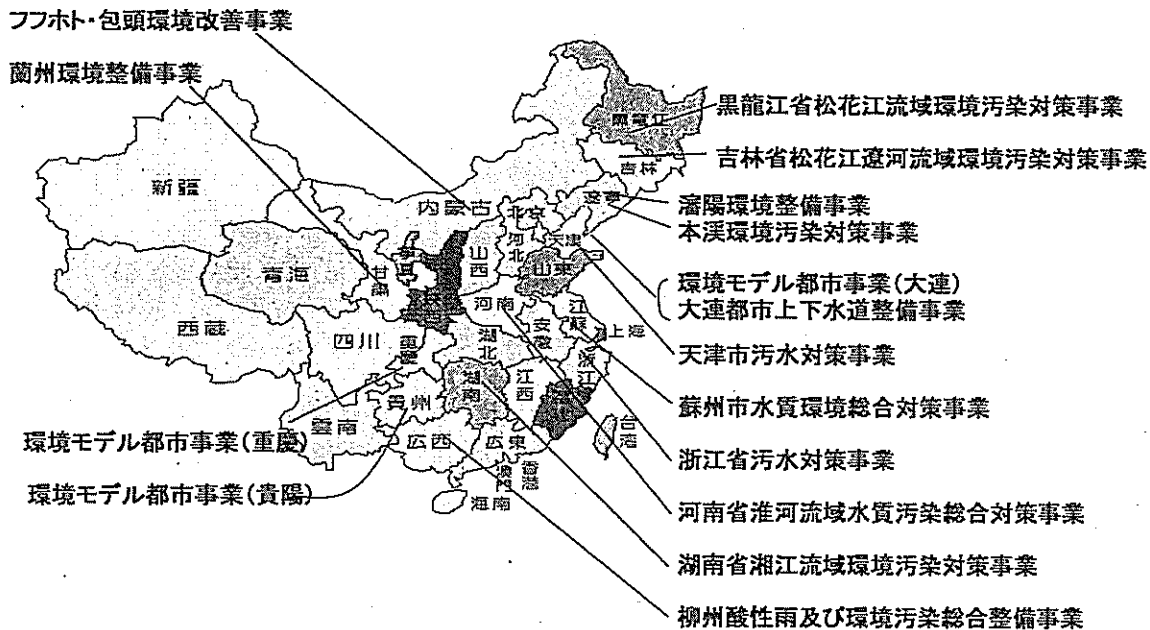
1. 中国の汚染物質排出削減に寄与し、中国の環境汚染改善を促進 <環境分野の有償資金協力>



貴陽市における製鉄工場 対策実施前（左）と実施後（右）

中国に対し、1996年から2000年の間に環境円借款として、重点地域の大气汚染・水質汚染対策等を目的に16事業、約1,600億円の資金協力を行いました。具体的には、300万人に対する下水道サービスの提供、10都市、約395万人に対する都市ガスサービス（燃料代替による大气汚染改善）、6都市、約90万人に対する地域熱供給サービス（燃料代替による大气汚染改善）の提供をしました。

<調査対象16事業の位置図>



その結果、2003年において、中国の汚染物質排出が、大气（SO₂）19万トン（日本の全排出量の1/4にあたる）、水（COD）34万トン（瀬戸内海への全COD排出量の約7割にあたる）を削減する効果があり、大气・水環境の改善に大きく貢献しました。また、下水道等の都市インフラ整備を広範に支援することで、下水道施設の維持管理にかかる受益者負担原則や、企業内・企業間での副産物の有効利用や廃棄物の再生利用を促す政策（循環型経済政策）の導入を促す等、中国が継続的に環境改善に取り組めるような環境政策の立案にもインパクトを与えました。

2. パレスチナ西岸の 234 万人が受ける廃棄物管理サービスの向上に貢献
 <パレスチナ「ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト)「西岸地区衛生状況改善のためのゴミ処理機材整備計画」(無償資金協力)>

パレスチナでは、イスラエルの占領政策により、土地利用、移動や経済活動に大きな制約があり、政治的にも経済的にも厳しい状況の中で約 380 万人が暮らしています。多くの自治体では、財政難などで廃棄物管理が十分できない状況でした。

JICA は、「①パレスチナのジェリコ及びヨルダン渓谷地域において、当該地域の広域廃棄物管理を行うサービス公社に対し、持続的・衛生的な廃棄物管理システムを導入する(地域レベルの目標)」、「②その改善事

例が他都市のモデルとなる(パレスチナ全体レベルの目標)」の2つのプロジェクト目標を設定し、協力を実施しました。



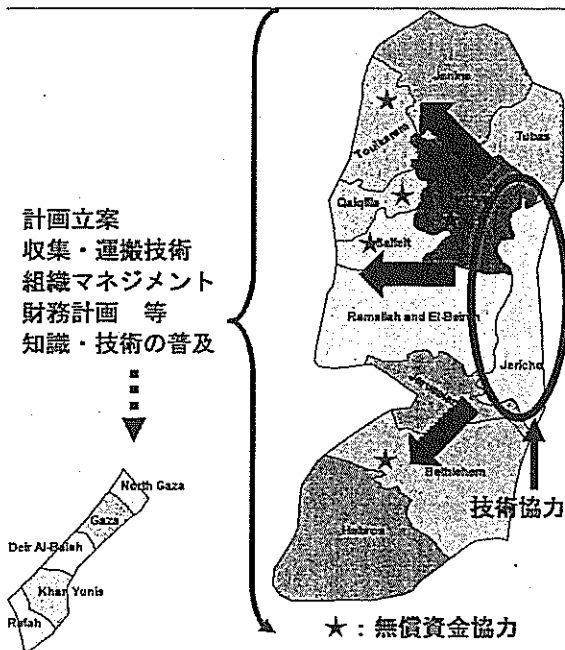
本プロジェクトのあけた成果としては以下の3点があげられます。

(1) 広域廃棄物管理サービスの立ち上げ
 プロジェクト開始前は、3自治体(約3万人)が不定期に廃棄物管理サービスを受けていましたが、プロジェクト開始後、16自治体(約4.9万人)が定期的に収集サービスを受け、プロジェクトで改善した衛生埋立処分場で処分が行われるようになりました。

無償資金協力による、収集車両、コンテナ等の供与もあり、目に見える廃棄物管理サービスの改善が行われ、現在では90%の住民が廃棄物収集サービスに満足しています。

(2) 公社経営の強化

2009年には以下の取り組みにより、当該地域の広域廃棄物管理を行うサービス公社の経営が黒字化しました。



- 1) 予算管理システム・会計管理ソフトの導入
- 2) 電気料金等の公共サービス料金とともに廃棄物サービス料金も一緒に徴収する仕組みの導入(2010年時点の料金徴収率は93%)
- 3) 200回以上のコミュニティミーティング等、住民に対する集中的な意識啓発活動の実施
- 4) 社会調査の実施及び調査結果のサービス計画への反映。

(3) 他地域への経験普及

本プロジェクトで作成したサービス公社の活動計画は他の10地域での公社の立ち上げ、活動計画の立案にも参照されました。本プロジェクトは、広域廃棄物管理を推進するというパレスチナ政府の方針を後押しし、パレスチナ西岸地域の234万人が受ける廃棄物管理サービスの向上に貢献しました。



カンボジアで日本の支援により復興された水汲みに使う子どもたち

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 目次 | |
| 理事長メッセージ | [アフリカ] |
| 日本のソフトパワーを発揮する | アフリカ主導の開発を支援 |
| 国際協力の必要性 | [中前米] |
| なぜ、日本は開発途上国を援助するのでしょうか?... | 環境・気候変動対策、持続的経済成長、貧困削減を支援 |
| JICAの取り組み | [大洋州] |
| 日本と開発途上国を結び掛け橋として | 島国の脆弱性を克服するための支援を展開 |
| 地域別JICAの取り組み | パートナーシップ |
| [アジア] | 国民参加のもとで国際協力を進めています |
| 中東・欧州 | 組織概要 |
| 地域の安定と平和、繁栄を支援 | |

理事長メッセージ

日本のソフトパワーを発揮する

世界経済のグローバル化が進みます。人、モノ、カネ、情報が国境を越えて大量かつ急速に移動する世界になりました。この結果、歴史上かつてないスピードと規模で、一國の問題が地球全体に影響を及ぼすようになりました。

最近の経済危機を挙げるともなく、貧困問題、感染症、紛争、自然災害、気候変動などの地球規模の諸課題は、開発途上國の脆弱な人々に深刻な影響を与えるばかりでなく、世界全体の安定と繁栄を脅かしています。

このように、私たちは相互に依存した「ひとつの世界」に生きており、一國だけが繁栄を享受することはできません。国際社会の一員として地球規模の諸課題に取り組んでいくことは、日本の責務であると同時に、私たちの日々の生活の安定、繁栄のためにも避けては通れない道なのです。

JICAは、日本の国際貢献の重要な柱である政府開発援助(ODA)を一元的に行う機関として、開発途上國の経済・社会の開発、復興、そして安定に寄与し、「人間の安全保障」の実現を図ることを目指しています。

「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」—これがJICAのビジョンです。常に変化し続け、様々な問題が絶えず発生している開発途上國において、JICAは常に人々の視点に立って、迅速に、そして創造性に富んだ実効性の高い解決策を提供し続けていきたいと考えています。

JICAの国際協力の原動力は、日本人々の理解と支持、そして参加です。開発途上國の問題を解決するためには、国際社会と連携し、NGO、大学、自治体、企業、そして市民の力を結集し、英知を結集しなければなりません。その意味では、日本が有している経験や技術は、大きな力になると考えています。

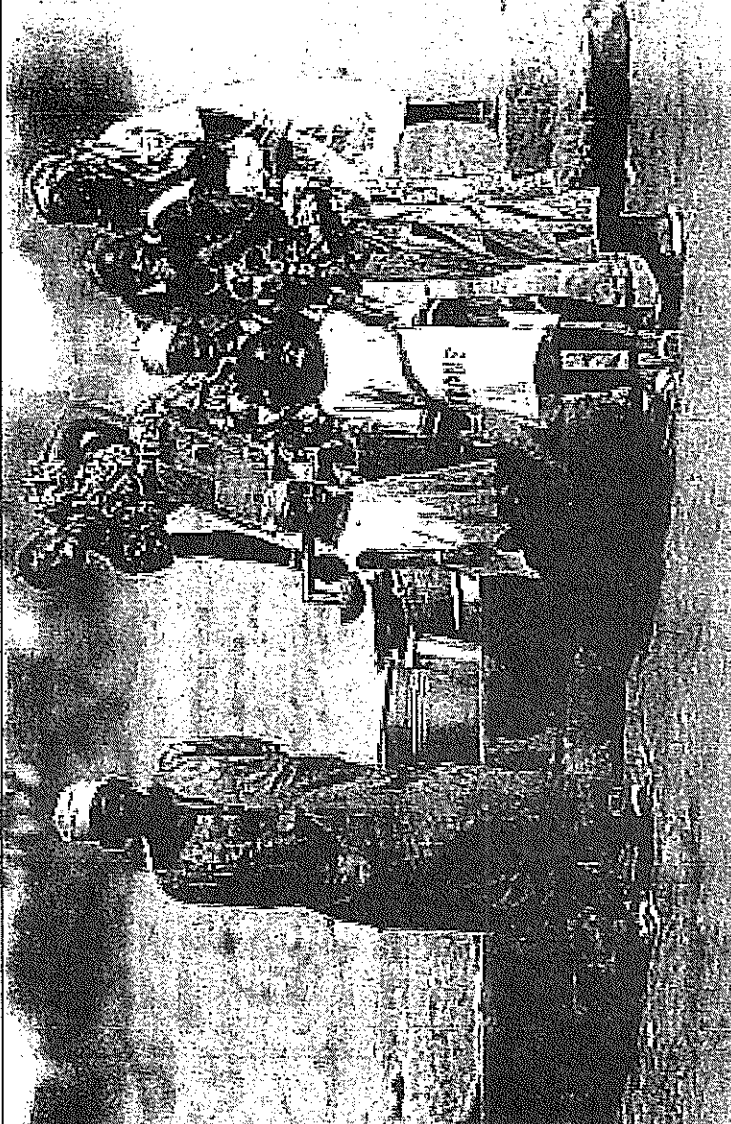
世界の中で日本が果たすべき責任は重く、日本が大きな仕事をできると私は信じています。



独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方 貞子

国際協力の必要性

なぜ、日本は開発途上国を援助するのでしょうか？



もしも、地球に暮らす人が100人だとしたら

- 開発途上国で暮らす人 30人 (30%)
- 1日2ドル以下の貧しい生活を送っている人 40人 (40%)
- 安全な飲用水が得られない人 17人 (17%)
- 5歳まで生きられない人 9人 (9%)
- 十分な栄養を取れない人 17人 (17%)
- 電気が使えない人 25人 (25%)
- 読み書きができない人 18人 (18%)

世界に依存する日本

私たちの生活や産業に欠かせないエネルギー、日本はその約8割を海外からの輸入に頼っています。食料自給率も40%を切り、穀物をはじめ、水産物、果実などの多くを輸入に頼っています。また、そうした輸入食料の生産には、年間800億円[＊]の水が使われており、地球上の取られた淡水を、間接的に日本が輸入していると言えます。このように、日本は世界各所に資源や食料の多くを依存しているのです。

[＊] 国研院と特別非営利活動法人日本水フォーラムが、東京大学生産技術研究所とともに2005年のデータで算出したもの。

途上国の問題は世界の問題

世界には200近い国と地域がありますが、そのうち150か国以上が開発途上国と呼ばれる国々です。開発途上国は、貧困や紛争といった問題を抱え、貧困による衛生事情の悪化が感染症の蔓延や環境汚染につながっています。また、貧困は教育や雇用の機会を奪い、社会不安を招くことから、紛争の原因にもなっています。

そうした問題は、世界規模での環境破壊や感染症の蔓延、紛争問題の深刻化といった形で、世界全体を脅かしており、決して途上国だけの問題ではありません。もはや、自国だけの平和を追求する「一国平和主義」は通用しないのです。

援助を受けて発展した日本

日本も昔、戦後復興期には国際社会からの支援を受けていました。黒部第4ダムや東海道新幹線や東名・各神高速道路などの日本の経済発展に必要不可欠だった経済インフラ(経済基盤)は、世界銀行からの支援で建設されたもので、今の日本の繁栄は、かつての先進国からの多くの支援があったからこそ、成しえたものなのです。

世界の中の日本の役割

1954年、日本は国際社会への貢献の手段として政府開発援助(ODA)をスタートさせました。世界第2位の経済大国となった今、国際社会からは、日本のさらなる国際貢献が求められています。日本と開発途上国を結びつけ、JICAは、日本の戦後復興の知恵と経験を生かしながら、開発途上国の自立と発展の支援に取り組みんでいます。

このように日本は、ODAを通じて開発途上国を支援しており、貧困などの半減をめざす国連の「ミレニアム開発目標(MDGs)」にも率先して取り組んでいます。

国際社会が取り組む「ミレニアム開発目標(MDGs)」

2000年、国連は「国連ミレニアム宣言」を採択し、「ミレニアム開発目標(MDGs)」をまとめました。MDGsは、2015年に向けて、貧困削減、教育、ジェンダー(女性の地位向上)、保健医療、環境など8項目の達成目標を掲げています。

詳しくは、国連開発計画のウェブサイトで
<http://www.mdg.or.jp/about/mdg/>

JICAの取り組み 日本と開発途上国を結び架け橋として

JICAは、日本のODA実施機関として、開発途上国への国際協力を進めています。「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発」というビジョンを掲げ、多様な援助手法のうち最適手法を使い、地域別・国別アプローチと課題別アプローチを組み合わせて、開発途上国が抱える課題解決を支援していきます。

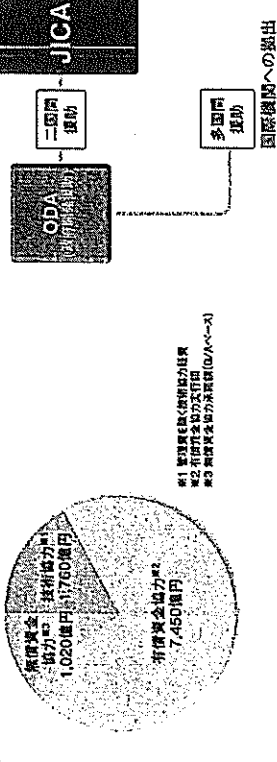
ODAとJICA

日本は、1954年にコロンボプラン¹⁾に加盟して以来、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」を目的に、政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) として、開発途上国に資金的・技術的な協力を実施してきました。

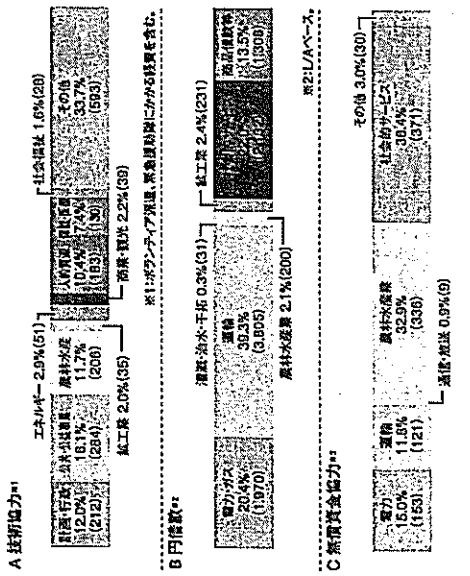
JICAはODAのうち、国際機関への資金の拠出を除く、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」を一元的に担っています。世界最大規模の二国間援助機関であるJICAは、約100カ所にのぼる海外拠点を窓口として、世界150以上の国と地域で事業を展開しています。

¹⁾ コロンボプラン：南アジア、東南アジア、太平洋地域諸国の開発援助のために1950年に設立された国際機関。スリランカのコロンボに事務局がある。
²⁾ 2003年8月改正。政府開発援助 (ODA) 次綱より。

図2009年度JICA事業実績



図分野別の実績構成比 (単位: %/億円)



技術協力専門家を派遣

専門家を開発途上国に派遣し、経済・社会開発の中心となる行政官や技術者に、その国の実情に合った技術を指導し、講習を行うことで、人づくりや組織・制度づくりに貢献する事業です。



研修員受入

開発途上国の行政官、技術者、研究者など日本に滞在、中央省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGOなどの協力をもち、日本の専門知識や技術を伝え、各国の課題解決に貢献していただく事業です。



国際緊急援助

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定のもと国際緊急援助隊を派遣します。被災地では被災者の捜索や救出、怪我や病気の診察、災害からの復旧活動に即応します。また、被災地に毛布やテント、医薬品などの物資供給も行っています。



アラルエリアで活動する国際緊急援助隊

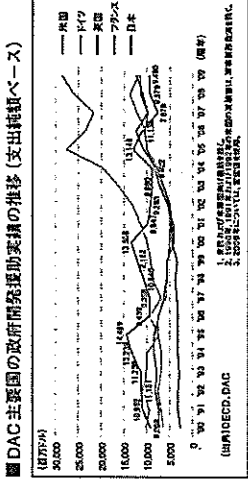


市民参加協力

JICAは、青年海外協力隊派遣などのボランティア事業をはじめ、JICA基金による資金の運営や開発途上国が抱える課題への理解を深めるための開発教育 (国際理解教育) 支援を実施しています。そのほか、NGO、自治体、大学などによる国際協力活動への参加を支援し、様々な形で連携しています。



JICAスタッフと市民 (左側)

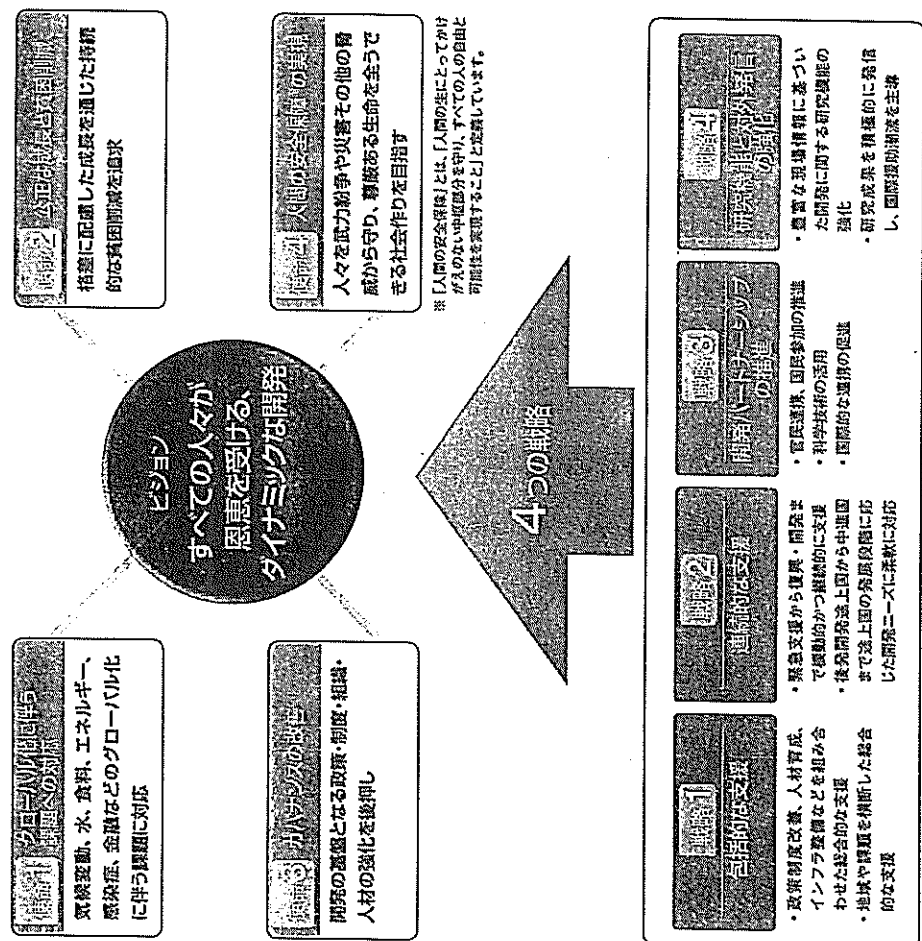


JICAの取り組み

JICAのビジョン・使命・戦略

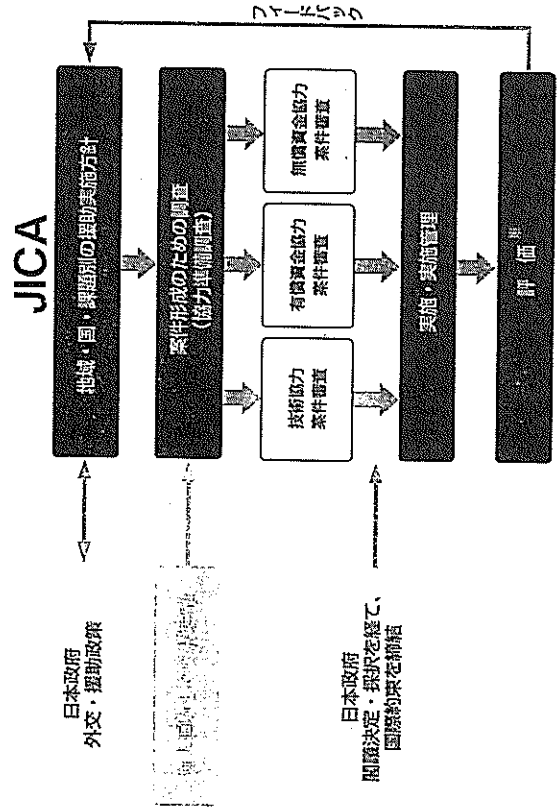
世界には、国を越えて人類全体で取り組むべき課題が多くあります。これらの課題に対して、JICAでは、以下の図のとおり、ビジョンを掲げて、「4つの戦略」によって「4つの使命」を果たし

Inclusive and Dynamic Development



JICAの支援の流れ

JICAは、日本政府が策定する援助政策にもとづき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法の枠にとらわれないう広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/>

研究所のミッション

- 「JICA 研究所」は、3つのミッションのもと、途上国の開発課題の解決と、それを支援するJICA 事業継続への貢献を目標とした研究を行っています。
- ◎ 政策志向の学術研究と国際開発潮流のリード
 - ◎ 途上国の開発課題の分析と、JICA 事業継続への貢献
 - ◎ 国内外への発信強化とわが国のプレゼンス向上
- 詳しくはウェブサイトへ <http://jica-ri.jica.go.jp/ri/>
 TEL: 03-3269-2911
 研究所はJICA図書館も運営しています。詳しくは、<http://libports.jica.go.jp/library/>
 TEL: 03-3269-2301



JICA PROFILE

地域別取り組み アジア

地域の特性とニーズをふまえて、幅広い支援を展開

アジア地域には、経済成長を続ける国と、貧困や紛争に苦しむ国が混在しています。成長国でも、都市部と農村部の格差は大きく、貧困削減や失業対策が重大な課題となっています。また、都市部では経済成長に伴い、公害など環境問題が深刻化しているケースも多岐にわたります。JICAは、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼしているアジアの国々を重点地域と位置づけ、多様なニーズに応える形で支援を行っています。



出典：国際協力機構年次報告書 2009

平和構築・民主化支援

国際社会の一員として、アフガニスタンとバキスタンの平和と安定、ネパールの民主化変遷に取り組んでいます。特にアフガニスタンへの協力は、隣国バキスタンなどの取柄もふまえて、広域的安定を目指して支援していきます。

持続的な経済成長

インドなど経済成長が軌道に乗った国では、引き続き円借款を活用した道路・電力などのインフラ整備を通じて持続的な成長を支援し、経済成長に伴う環境汚染防止などにも協力していきます。

防災と災害復興

バキスタン、パングラデシュ、ブータン、モルディブなどは気候変動の影響（海面上昇、水害増悪）が懸念されており、緊急災害援助も含めて災害防止と災害復興に力を注いでいます。

中央アジア地域内協力

中央アジア・コーカサスでは、「中央アジア+日本」対話などの政府方針をふまえて、運輸インフラ整備などの地域内協力を推進しつつ、各国の市場経済化や地方開発を通じて貧困削減を支援しています。



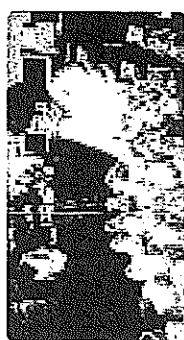
国際空港ターミナル建設（ベトナム）



気候変動対策に貢献する日本民間電力（カンボジア）



気候変動対策に貢献するインドネシアの電力（インドネシア）



砂漠化対策に貢献する中国の再生可能エネルギー（中国）



経済の発展を支援する道路建設（アフガニスタン）



日本の技術と経験が生かされたアフリカ道路（モルディブ）



海運発展に貢献する港の近代化（モルディブ）



市場経済化により急速な発展を遂げたモルディブ